婦人と年少者

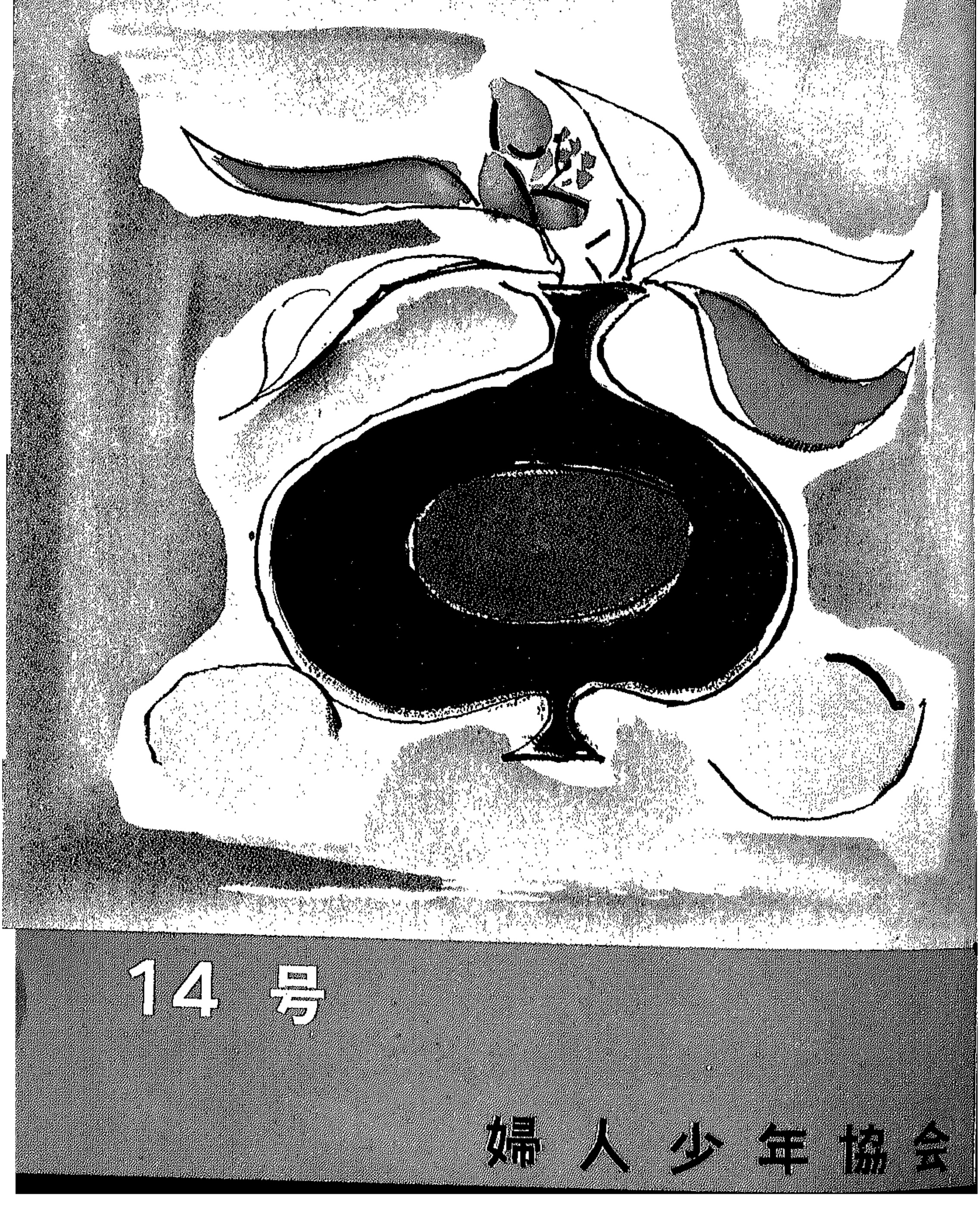

14 号

婦 人 少 年 協 会

青少年と不良化

国警の統計によると犯罪件数は成人犯罪、少年犯罪とも昭和二十六年をピークとして年年減少の傾向をみせているというが、依旧の新聞紙上に犯罪事件をみない日はない。しかもその犯罪は十代のいわゆる少年による犯罪が多く、強姦・わいせつ等の性犯罪に至つては少年犯罪の花形?となつている。

今一つ少年犯罪の特徴は、学生生徒の犯罪率に対して勤労青少年の犯罪率が高く、失業(無職)青少年の犯罪率はさらに高く、最高率であることである。

少年犯罪の要因は覚せい剤・不良文化財、家庭環境・社会環境等きわめて複雑である。ようやく減少し始めた少年犯罪を一層急速に減少せしめるためには、これらの要因を正確に把握し、総合的対策の上に立つて、追撃の手をさらに強化しなくてはならない。これはすべての大人に課せられた責任である。

(石島康男)

婦人と年少者　十四号　目次

◇巻頭言　青少年の不良化……石島康男 (1)

(座)(談)(会)
不良出版物・レコード・映画・玩具から青少年をまもるために……2

少年の非行と地域社会の関係……8
定時制高校生の実態(1)……婦人少年局……10
茨城県における婦人労働災害の発生状況について……茨城労働基準局……16
ナイチンゲールのあとつぎ—私の職業…飯塚すゞ……13
未亡人ホームの建設まで……15
婦人の内職懇談会……14

資料室
減少傾向をあらわした少年犯罪……18
婦人の特性にもとづいた安全管理を……20
小規模機業の家族労働調査……22
最近の売春問題に関する動き……24
労働基準法中女子に関連ある条文違反について……28
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与……29
労組婦人のページ……30
五月の婦人界の動き……31
◇青少年代表の発言……7
◇看護婦の夜勤日数……13
◇同一賃金運動の二日間……14
◇協賛員追加氏名……29
◇婦人はよい組合員でしょうか……30
◇婦人少年局お知らせ……32
◇婦人少年ニュース……32
表紙……富山妙子
扉……甲斐仁代
カット……倉石隆・塚谷政義

伏見猛弥著
頭のよい子 性格のよい子
頭もよく、性格もよい子を育てたいというのは、あらゆる親の念願であるが、それには生まれた時から環境と教育の方法に万全の方途を講じなくてはならない。その方法を親切に説いた書。
価一七〇円 送料一四円

米国政府児童局著　下島　連訳
あなたのお子さん
上巻 1才から6才まで
下巻 6才から12才まで
自主的で独立心のある、積極的な子供を育てるにはどうしたらよいか、子供の生活環境に応じて、その方法を具体的に親切に指導している。
価各二五〇円 送料一四円

愛育研究所長　斎藤文雄監修
ベビー・ブック
お誕生日から入学までの愛児の発育を、この本によつて正確に記録しておくことは、子供の才能を見出し、子供の心の動きをとらえるための大切な母親の仕事である。出産祝いに絶好の贈りものです。
価四五〇円 送料四八円

ソフィー・C・ハディク著　神崎丈二訳
百万人の作法
立派な作法の出来る人は何にもまして魅力あるものです。本書は堅苦しい礼儀作法の本ではなく、日常生活上の作法事典です。
価二七〇円 送料一四円

A・アルセーニエワ著　悔村　レイ子訳編
フォークダンスの基礎と踊り方
どこの国にもそれぞれすぐれた独得の踊りがある。本書はロシア風の踊りを中心に、世界の民族舞踊の踊り方、振付、演奏曲まで編集したもの。学校舞踊、職場舞踊の指導書として好適。
価二八〇円 送料一四円

東京銀座西一丁目 振替東京二三六番　実業之日本社

季刊
第4回発行
職業情報
年少者進路指導の最高資料
青年女子就職決定の最良指針
わが国の産業事情の鳥瞰図

◀第1輯内容▶
職業情報の意義・経済の動向と雇用の見通し
産業経済の見方捉え方・中小工業と年少労働
中高校生の進路状況・学卒者の労働市場状況
職業の道しるべ・参考資料紹介

A5判40頁 定価50円 〒8円
(年額 200円 〒発行所負担)

東京都千代田区 丸ノ内(25) 1625 4728
大手町1の7　日本職業指導協会　振替東京 7762 9

座談会

不良の出版物★レコード★映画★玩具から青少年をまもるために

―出席者―

関野嘉雄	文部省児童文化分科審議会委員長
清水慶子	文部省P・T・A分科審議会委員
岡本礼一	ボーイスカウト日本連盟理事
宮川まき	東京母の会連合会会長
渡辺真夫	曳船高校三年（十七歳）
新井富子	高校卒（十八歳）
島巌	厚生省中央児童福祉審議会委員〔司会者〕

この座談会の記事は中央青少年問題協議会の主催によって五月十一日、総理大臣官邸において開催された座談会によるものですが、紙数の都合で出版物に関する部分と結論ともいうべき最後の部分とを適宜に取纏めたものです。またここに登載した部分でも発言を省略したものもあることをお断りしておきます。

司会　問題が四つに分れていますので、音楽的に考えて、出版物を第一楽章、レコードを第二楽章、映画を第三楽章、玩具ということにしてそれから玩具を第四楽章というふうにしてお話をとり進めて頂きたいと思います。第一楽章の前以てのお話を清水慶子先生にお願いしてはどうかと思うのですが、十分間だけ、先生としての不良の出版物に対するお考えをお述べ頂いて、それから皆さんでその問題について座談を進めて行くということにいたします。

清水　どうも司会者横暴の気味がありますね。（笑声）第一楽章をいやでも奏でなければならない仕儀になりましたが、私はその不良出版物、青少年に適当でない力を強く与えるものという出版物、エロ・グロ出版物というものにお話にかかりましたのは、今から約半月前、P・T・A関係の不良出版物をめぐる懇談会で集りましたときに、私としては不良出版物というものに初めてお目にかかったわけです。新聞から週刊紙それから雑誌、単行本などです。名前だけは聞いたことはあるのですが、見たのは初めてのようなのがどっさりありまして、それを中をよく調べて痛感しなければならない役目ですから過ぎます。健康なセックスの本、或いはまあ健康なエロ、愛すべきお色気というような内容を持つたものならば、夫婦で一緒に見るということは、或いは、或いはでございますよ、家庭の愛情を増す一つの方法になるかもしれないのですが、それと私が見ましたものとは全く桁違いです。この四月号が発禁になりました夫婦生活というあの本、あれはむしろ不良出版物に入らないくらいです。啓蒙・啓発の点に、といってもこれは啓発がありますが、家庭生活、家庭のセックスに対する一種の甲乙と思われるくらいで、桁外れのもつとひどいものが出ている。それを青少年が見たらと、もう現実に見ているとき考えたときに私は背中が寒くなりました。一体家庭における両親の権威も、社会における大人の権威も、或いは純潔教育云々も、ああいうようなエロ、グロのひどい出版物をそのまま放置しておいて、青少年に対して云々するのはおよそナンセンスじゃないかというような感じがしたのです。性の目覚めの時期を正しく導かなければならないのに、ああいうものが氾濫して、何かの拍子に、目にするようでは、鏡子ちゃん事件など起るのも当然だと思います。

それから一昨日杉並薪聞で見ましたが、中野の中学生二人が学校を休んで女の子にひどいいたずらをしてつかまっている。その子の告白に、漫画はエロ本から刺激を受けたというのです。それからたいにですね。とにかく、その内容というものは私がお話をするより、百聞は一見に如かずで、私は女の人であつたら一度店頭なり何なりで見ることが必要じゃないか、ああいうものが出ているということを知ることも必要じゃないかと思うのですね。その内容は一般の母親、婆、それから娘さんが知らない世界を展開し、それを多くの男の人が読んでいるという事実ですね。これを本屋から聞いて、今までちら〳〵耳にはしていたのですが、今度くらいこの不良出版物というもののひどさを本当に掴み得たことはないのでございます。

で、私はどうしてこういうものが出ているかと思つたのですが、これは皆様に伺つてみなければわからない、関野先生や高島先生に伺つてみなければ分らないのですが、エロの取締りは刑法の第何条かにあるらしいのですが、グロは取締りがない。そのような不良出版物はグロのほうにあるということです。

これは後ほど私のわからない点をお教え頂きたいと思うのでございますけれども、こういう不良出版物を見て私は考えたのでございますが、一体なぜこういうものが売れるかといえば、それはそういう刺激を求めるという人間の弱さの一面があるため売れるのだろう。男というものは気の毒なものだというふうに一応同情もできます。一応同情もできますけれども（笑声）それにしてもその内容はひ

司会　本の名前をおぼえておいでですか。

清水　はつきりおぼえておりませんけれども、新聞では例の何とかタイムスとか、間違いやすい名前のものがございますね。日本観光新聞などもその一つです。それから週刊紙では週刊タイムスというのがございます。雑誌では、あまりあなどという知識人向きの銘を打つて方々の電柱に張つてありますのが、これ又ひどいものです。それから何とか科学、風俗倶楽部、りべらる、浴場倶楽部、それから風俗科学、デカメロンとか何とか、まあたくさんあるのです。

昨日も本屋の奥さんがいうのですが、表紙から、女が裸にされて縛り上げられ、吊下げられて責めさいなまされているのですね。中を開けてみるともつとひどいのがある。殆んどエロというよりグロなんです。変態ですね。サディズムですか、マゾですか、こういう調子で売りたくはないけれども、とにかく買いに来る人が多いから置かずにいられないと、いうのです。一体奥さん、これをどういう人が主に買いますかといつたら、年齢は広い範囲に亘つている。大体三十歳以下の男の人が多いと。もつと若い人はどうですかと言つたら、高校生くらいの人が一人じや駄目ですから衆を頼んでわい〳〵騒ぎながら眺め、また一冊くらい買つて廻し読みするのだそうです。もつと小さい人はいませんかと言つたら、中学生だというのです。初めは無邪気に店に入つて来る。そしてほかの本を立読みしておりますうちに、店頭にありますから、つい何だか知らずに開けて見る。それから惹いて伏せて行つてしまうのですが、その次に来ると真直ぐそこへやつて来て開けて見る。それからその次には二、三人で来るというのですね。それを見ていると、私も人の親ですからどうかならないものかと思う。主人とも話してひつ込めておこうかとも考えるのですが、というような話なんですね。女の人は買いますかと言つたら、殆んど買わないというのです。夫婦生活とか、或いは夫婦観本とか性の教養書とか銘打つておりますが、そういうような本は女の人で夜遅く買いに来るおかみさんなんかがいるけれども、殆んどこういう不良出版物、私どもも並べておきたくないような本を買うのは全部男性ですというのです。そしてその年齢がだん〳〵下へ下つて行くと聞いて、私はすつかり驚いたわけです。

で、中を昨日よく調べてみましたら、先程ど申上げました通り、それは最早やエロというようなものではなくグロなんです。そしてひどいことには強姦というような経験を何回かやつているのを、それを讃美している。若い男なんかが、それを手記として書いている。それからもつとひどいのはサデ、マゾというような状態をやはり礼讃しておるのですね。そ情メんなものを知らないのは馬鹿だというみどころ（笑声）それにしてもその内容はひ

四月の十二日の読売に高校生の性的犯罪の原因について、大体エロ本から刺激を受けたというのが非常に多いパーセンテージを示しているということがでていました。みなそれは裏付けられるものだと思います。それと同時に青少年があゝいうものから、私たちが知つている以上に刺激を受け害され毒されているということを今度くらい深く知つたことはない。これに対してどうするか、取締りを要望するということも、これは母親達から必ず出る声だと思いますが、大体取締りを要望するだけではなく、もつとその地域地域で青少年を守るための対策というものを真剣に考えて行かなければ、あゝいうものに対抗できないのではないかと、こう考えます。

時間がだん〳〵来ましたので、その対抗策につきましては又ほかのいろ〳〵な不良映画とか或いは玩具とかと一緒に考えられると思いますから、以上不良出版物の実態とそれに対する私たちの驚き、そしてそれを一般の多くの女の人が余り知らないということ、それから母親、妻、女の人がそれを知らないで、読んでいるのが男だけである、という問題、これを提出しまして最初の皮切りといたします。

司会 ありがとうございました。只今お話の中にそういうエロ本、グロ本を読んでいる人が女に少くて大部分は男であるということを申されたのですが、警視庁の少年課で五百八十九名の都内の各地域の男女高校生について調べた統計がここにございますが、それを見ますと、これは雑誌だけについてですが、そういう本を読んだものが五百八十九名の中で二百九十八名あつたことになつている。そしてその二百九十八名の中で、これはいくつも本を読んでいるために数が合いませんが、男二百九十九名そして女が八十四名読んでいるという統計が出ております。

清水 未成年者ですね。高校生ですね。

司会 高校生です。それからもう一つこの統計でわかりますのは、どういう径路で読んだかということで、一番多いほうから挙げて行くと、友人から借りて読んだというのが一番多くて百四十四人、それから家にあつたのを読んだというのが百二十二人、それから本屋で立読みをしたというのが三十七人、それから大人から借りたというのがあります。これが三十三人、ここで考えられるのは、家にあつたとか、大人から借りて読んだとか、本屋で立読みをしたとかいうことからみると、これは大人がこういうものを子供たちの目に触れないように注意し反省することで或る程度の悪影響から救うことができるのじやないかということが考えられるわけですが、なおこの点について、皆さんの御意見なりお感じなりを一つお述べ頂きたいと思います。

清水 不良出版物について一応まとめるわけですか。

司会 そうです。

清水 そうですか。じやもう少し私はこの問題に対して……。

まあこういうものは悪いものだから読むなという掛け声をだしたりしても問題は片付かないので、やはり全国的にそれぞれの地域でもつて抵抗組織といいますかね。こういうものに対する……。子供たちを、青少年を守るために母、教師がつかないように守るために一つの組織を作つて行かなければ到底駄目じやないかと思います。

司会 その点について関野さんがいい考えを持つておられるのですがね。関野さん、そこでこういう問題に抵抗するための組織運動が必要だという先生の所論を述べて頂きます。

関野 出版物関係だけでなしに、文化財全体についていうと、青少年と文化財との好ましくない結付きかたを是正するためにはどうやつても散発的な抵抗やぐちをこぼす程度ではどうにもならん。どういう組織を作るかということは研究問題だと思いますが、私どもは本当なら、P・T・Aなんかがこういう仕事に一番中心に立つべきである。P・T・Aの仕事は両親教育と同時にそういう点で子供たちの生活環境を良化して行くことに重点を置かなくちやいけないのじやないかというふうに思います。相手の力が非常に猛烈なんですから、こつちも相当な決意で相当しつかりしたレジスタンスをやるための組織的な態勢の確立ということを真剣に考えて行かなければならないのではないかと思います。

司会 岡本先生、どうですか、ボーイスカウトの仕事などしておられるあなたの只今の問題に対するお考えは……。

岡本 私は今のことに賛成なんです。今子供を守る会というのがございますね、あの会が適当な組織をお築きになる、どうも少し高過ぎる、おえら方で……。大変悪口になるかもしれませんが、それよりもつと地についた、先ほどおつしやつた地域社会における主婦の力でございますね。例えば、主婦連合会ですが、ああいうのも経済問題だけに没頭されずに、もう一つ、こういう教育の問題を、これは何といつてもお母さんの力を借りなければならんと思う。そういう婦人の力で不買同盟式なものをやるよりほかないのじやないか、需要の面はやはりそれぞれの家庭なんですからそこが結束して対抗するよりほかに方法がないのじやないかと思います。

司会 今の岡本先生のお言葉の中に各家庭がよほど考えなければならないのじやないかというお話がございましたが、母の会連合会の会長をしておられます宮川先生、その点について、何か御意見ございませんか。

宮川 私もそれは非常に同感でございます。要は不良の出版物を如何に刑法第百七十五条で取締りをいたすといたしましても、ただ単にそれだけじやなくて、私、母の力も、父の力も、皆の力を合せて、結局世論というものでもつて読まない、買わないというような動き方を強く押し拡めて参りたいということ、これが最も必要なことだと思います。それで実は私ども、まあこれは自分の会の宣伝のようにお聞き頂きたくないのですが、母の会と申しますのは青少年の健全な保護育成ということを目的にでき上りました会なのでございますが、もう五年続けて参つております。出版協会とか、あれを売る元のところ、それから小売り、実際に店頭に飾つている本屋さん、そういうところに直接母たちが参りまして、どうかこういう本は青少年たちに見せたくない本だから店頭に飾ることをやめてほしい、どこかに飾るところを別に選んでほしいというようなこと、それから出版協会あたりに対しては悪い本を成るべく出さないでほしい、そうして青少年たちに私たち母たちがこの本ならば子供に読ませたい、青少年たちに読ませたいというような本をたくさん作るようにお願いしたいということの運動を続けて参つております。実はそうして私どもの地元神田でございますが、神田の本屋さんあたりにそのお願いをいたしまして、皆よく聞いて下さいます。でもそういたしましょうと聞いて下さいますが、次に参りますと同じところにちやんと又出ておるのでございます。

司会 そこで大人たちがどんなに心配しているのですがね。渡辺君、一体そういう本を読んだことがありますかね。

渡辺 僕自身はそういう本は読んだことはないのですが、友だちにやはり幾らか読む人がおりますね。それでそういうような本に好奇心を起すといいますか、興味をひかれるというのですね。それでそういうような性教育に対していいほうにとつて頂ければ結構なんですけれども、やはり何といいますかね、まあいいほうにとつて行くというのは少いのじやないですか。それでだん〳〵悪の道といいますかね。そういうように追われて行くような結果になつてしまうのだと思います。

清水 渡辺さんはね、そういう本を見たこともおありにならないから結局性教育に役立つくらいにお考えになるが、それは種類が全然違うものなんです。性教育なんというものとは全然縁のない本です。多分あなたがあれじやないかなと思うのはまだ〳〵罪の軽いほうを御覧になつたのかもしれませんね。

司会 先ほどもちよつと清水先生からお話がありましたけれども、奇譚クラブなんというものを見ますと、女の人を裸にして柱や机へ縛りあげて、それを男の人がにた〳〵笑いながら見ておるというような画や写真があるのですね。最初この問題を中央児童福祉審議会で取上げましたときに、そういう本が配られて、警視庁ではエロに関する限りは刑法第百七十五条で或る線を超えたものは取締れるが、グロはこれを取締る規則がないので困る、児童福祉法の勧告制度を利用してくれないかという申出があつたのが初めであつたわけです。ところが中央児童福祉審議会の委員の中で、それは当局の言い逃れである。グロというけれどもあれはグロじやなくてエロの極致なんだと、つまり普通の女体の描写ぐらいでは刺激が足りないのでもつと強力に刺激をさせるためにああいういわゆるグロ的な画を書いたり、文章を書いたりするのであるから、これは刑法第百七十五条で大いに取締れるじやないかという議論をした人がございました。そんなにひどいものなんですね。君、見たことないのですね。

渡辺 全然ありません。

司会 新井さん、どうですか。

新井 全然私も見たことがありません。そういうものがあることも聞いたことがないのです。今初めて伺いました。

司会 私は戦災で両親を失つた子供たちその他不遇児童の面倒を見る社会事業をやつているのですが、私の学園へ協力に来る高校生があります。その高校生に私があるときそれらの資料を見せて、君たちの中でこういうものを読んでいるものがあるかと聞いたのですが、あるというのです。高校三年生にもあるし、二年生にも、一年生にもあると。けれども自分たちがそれを見る気持はそれによつて刺激されようとか、性的興奮を感じようとかするのではなくて、そういうものを見たり読んだりしているということで自分たちも大人の世界に入つているのだという一つの優越感みたいな、そういうものを感じて読んでいるのじやないかと自分は考えると、その高校生は答えるわけですね。その証拠には一人でいつまでも隠れて読んでいるというものはなく、適当に回覧をして終いには少々まじめな学生がそれをストーブの火の中へほうり込んでしまうのが落ちだと。第一自分たちみたいに或る種の文化活動に結び付いて夢中になつているものにはそういう暇はない、というのはこの人達は劇団をやつている人たちですが、芝居なんかをやつているとそんな暇はない、我々に関する限り御安心下さい。けれども例外はある。その例外が少い場合はいいが、多い場合は甚だ心配なのだという話をしたことがあります。そこで考えますことは演劇運動とか或いは音楽のグループとか、そういつた文化活動というものがこうした面でも非常に大きな役割を果すので、従つて青少年の善導のためには、いわゆる文化活動というものについてもつと我々が関心を持ち、これを推し進めて行く工夫を考えなければならんのじやないかということを私は考えたことがございます。

関野 この問題について、これはもう言わなくてもわかつていることですけれ

ども、先ほどからこれを男の大人が一生けんめい読んでいるという話が出たでしよう。その通りなんで、こういうものをやはり一方的に取締るとか何とか、こういう出版物にだけ重点をおき、焦点を合わして、それだけにやっていたのじやどうにもならないので、男の大人を何とかして徹底的にたたいて行かなければ駄目だと思います。

司会 まあ司会者があまりしやべり過ぎるといけませんが、もう一つ例がある。それは今の例は高校生の例ですが、やはり私の学園に手伝いに来る大学生がある。その大学生にそれらの資料を見せて聞いてみたのです。君たちはどうかと。やはりあれが見たくなる、読みたくなる、けれどもこういうものが出版されるということは、つまり我々が受けて来た性教育というものが正しくなかつたということとの結果じやないかと。結局、社会のモラルというものが変らない限りはこういう出版物がなくならないであろう。ということは、今まで性についてはこれはいやらしいものだとか、きたならしいものだとかいうふうに罪悪的にこれを見てきた。それが戦後解放されたのでどつとそういうものに皆の気持が吸い寄せられるのだ。けれども、若し、これが性というものについて非常に美しい健康なものだと思う思想が一般社会にあれば、今のようにはびこつて来ることはないであろう。従つて正しい性教育、つまり性を美しいもの、健康なものと見ることができるような、そういうモラルを作り出すことが根本ではないかと、こういう意見を述べておりましたがね。

清水 それにはちよつと私異論がありますね。高島先生が先ほど高校生と大学生の例をお引きになりましたが、先生のところへいらつしやるような青年は心配ない。そしてそのときに例外もあるとおつしやいましたが、むしろ先生のところへいらつしやる高等学校の生徒や大学生のかたが、今の青少年一般のほうから考えると例外じやないかと思います。例外でない一般の青少年の人達がこういう本を読みました場合に、この性教育の正しい部分ということも受け付けられないような状態へ持つて行かれてしまうのじやないか、これが恐しいのじやないかと思いますけれども。そういたしますとああいうような不良出版物によつて流されますとおのずから正しい恋愛とか結婚とか家庭生活、そして性というものを前提として可愛らしい子供が生れるという、そこのところの筋がめちやくちやになつてしまうのじやないかと思います。ですからやはり正しい性教育云々ということもそうですが、それと並んでやはりこういうふうな不良出版物に対する征伐、退治ということが前提問題として先ず考えられて、そして対P・T・A関係のものとしてはどうしても、先ほどの関野先生のおつしやつたことの繰返しで、P・T・Aを核としてその周りにこういう子供の問題について関心と熱意を持つている人々がその地域で集つて本屋との懇談もするし、悪い本のリストを作るとか、そういう本を読んでいる男は軽べつするとか、とにかく母親が中心になつて教育をして行けば、親父教育もできるのじやないかと、単純ですがそういうふうに筋途を考えます。（笑声）

司会 確かにその通りですが、筋を通しますと、そういうものが大いに読まれるという源にはソーシャルモラルというものが今まで適当でなかつたということも認めて下さいますね。それを直すことも一方考えながら征伐もすると……。

関野 実は今朝もある人がやつて参りましてね。いろ／＼こういうふうな不良文化財が、文化財というのはもつたいないのですが、（笑声）まあ不良文化財がでてくると、それの社会的基盤の問題、一体相互関係はどうなるか、どつちが元でどつちが末になるかという話を二時間ばかりして来たのですが、結局社会的基盤のほうが元だ、そういう社会的基盤があつてその上に生える毒きのこみたいなものだ、こういうものがいろいろと出て来るのはそれを食べたものは非常な毒に当るということになる。だからといつて一方的に社会が悪いから仕方がないのだといつて済ましておくわけに行かないので、こういう悪いところからいいものへ持つて行く問題、これをやらなければいけないが、しかし、こういうものを生み出さないような社会的基盤というものをやはり整えることが一番基本問題だと思います。私、現在列車通勤しておりまして遅い汽車でよく帰りますが、新橋駅や上野駅の前にあんなに街娼がうろうろしているような状態ですね。そういう状態を放つておいて文化財だけに目を集中しても、まあ文化財を取上げることは非常に重要ですけれども文化財だけに目を向けてもこういう性的紊乱、混乱、そういうような現象はそう簡単には直らんと思います。だからそういう社会の在り方を何とかして是正するために先ず先ほどから申しました男の大人の再教育運動というものをいろいろな形で、単なる倫理運動というものだけじやなくして、もつとサブスタンシヨンの運動の形で展開して行かなければならないのじやないか。大人が汽車の中で内外タイムスを読んでいるのがたくさんいますからね。

富川 そうだと思います。売れなければ出版屋が拵えないのですから。売れるから拵えるのです。たくさん出てくるわけでございますからね。

司会 只今の問題はあとから出てくる第二楽章、第三楽章、第四楽章でも出て来ると思いますから、一応第一楽章はこの程度で終ることにして第二楽章へ移らせて頂いてよろしうございますか。

清水 少し補わさして下さいませ。先ほど岡本先生がレコードについては出版

物ほど直接ではないという意味のことをおつしやいましたが、問題はやはり不良出版物だと思うのです。私はできるか、できないかわかりませんが、とにかくお母さんたち知らないのです。聞いてみてわかるのです。ああいう不良出版物を一つ持つて来てですね、驚くことが先ず第一、驚かなくちやいけない。関野先生が先ほどおつしやつたように、こんなものがどうして売らんがためでるのだろうという日本の在り方、不合理な点というものが、一つの突破口になるのですね。ですから何か一つの緒口をつけてやるという場合に、やはりひどい出版物を一度それをお母さんが自分の勉強のために見ることを何かの機会に一つやりたいと……

司会 今日の座談会は何かの機関で発表されるわけですからそういうことを期待してもいいのではないか。

関野 出版物の場合でも何でもそうだと思うのですが、およそ指導というものを切離して問題は考えられない。つまり子供の罪なり、青少年の罪なりというものを誇大的に考えたのじやだめなんで、その指導というものが強く働いて、それによつてだんだんよくなつて行く、向上して行くという見通しを持たなければやはりこういう問題の対策というものは、本当は成立たないと思うのです。

岡本 先ほどのどなたかのお話のように、出版物、レコード、映画というものは、要するに大人の世界のものが、子供の世界に悪影響を及ぼしている。これは私は大人の反省がない限りいつまで経つても同じことだと思う。大人の不用意がこんなに青少年を悪くするのだと思う。

司会 それで岡本先生、いよ／＼社会教育ということになるのですが、私は皆さんに力説して頂きたいと思つたのは、結局大人が反省しない限りはどうにもならないということです。

昨日の毎日新聞の第二面に最近におけるユネスコの研究報告が出ておつたのですが、その中に映画やラジオや新聞などの及ぼす影響から子供を守るために先ず第一にしなければならないことは、映画は少年犯罪の温床であるとか、エロ文学は青年に危険であるとか、探偵小説は児童に犯罪を模倣させるとかいつた先入感を先ず捨てることだと書いてあつたわけで……。これらのものに負けるか負けないかについての鍵は、その青少年の家庭が安定しているか、安定していないか、両親の愛情が正しく、十分であるか、その反対であるかで決定する。こういうことを書いているのですね。……だからといつて、出版物やレコードや映画はこのままでよろしいということにはならない。それと併行して、大人の生活を正しく設計し直すというところに、最後の眼目があらねばならぬのだと、こういうことに今日の会を結論づけることに御賛成頂けますか。

関野 もう一つ、余り文化財にのみ責任転嫁して頂きたくない、大人というものは割に神経質であり過ぎて、直ぐ犯罪行為と文化財の間にイコールをひく、そんな簡単なものじやない。もつと慎重に、もつと複雑に考えて、先ほど来から力説しているとおり何よりも、おやじの再教育、大人の女の人も若干あるけれども、大人の男に再教育をやつてもらわなくちや駄目だ。

司会 先年、東京都の児童福祉審議会が読物による不良の調査をしたことがあるのです。そのときに、いろいろ調べてみて最後に結論したのは結局読物のみの関係ではない。家庭が乱脈である、適当でなかつたというのが大部分であつた。これはやはり考えるべき資料だと思うんですね。

富川 要するに一軒一軒の家が明るく、和やかであれば悪いことも起らないということでございますね。

司会 そういうことを今日の結論にして、終らせて頂きます。

☆青少年代表の発言

青少年保護育成運動の一つの行事として五月二十七、二十八の両日第二回全国青少年代表者会議が、総理官邸で開かれた。各県から十五歳から二十歳までの男女二名の代表が集り、今年の保護育成運動の目標である青少年の不良化や犯罪をなくすために、三つの分科会に分れて討議が行われた。

第一分科会の「よい遊び場」については、スポーツ・映画・ハイキングなどは、青少年の旺盛な生活力を抑えるものではなく、伸ばすようなものを選ぶこと、②公会堂をつくつて、体育文芸を盛んにして特技を生かすこと、③団体の重要性を知らせ、団体を通じてすべてをやつていくなどがあげられ、特に環境をよくする点から基地をなくしてもらいたい、しかし簡単になくすことはできないから、逆にフレンドクラブなどを作つて外国の兵隊にお花を教えたりして市民としての理解を持たせるとよい、また外人の多い地域には子供の遊び場をほかより多く作つてほしい。農村では特に雨の日など遊び道具がないないから公民館に遊び道具をおいてもらいたい、などの意見が出た。

第二分科会では、政府に不良出版物・映画・玩具などに対し、青少年保護のため規定を設けることや、よいものには政府が援助するように要望すること、おとなが不良物を子供の眼にふれないように注意し、性教育は学校で科学的に行う。

第三分科会の「市町村民としての在り方」については、①新しい感覚をもつ青少年と古い感覚を持つ大人と理解、和合するために話しあう機会をもつ ②おとなは青少年を長い目で見てほしい ③自分自身が自覚することなどがあげられた。

分科会では女子の発言も活溌で、全体として上わついたところがなく、地道に実現可能な提案をするというような傾向が、頼もしさを感じさせた。

少年の非行と地域社会の関係

この資料はハーヴァード大学のグリュック博士夫妻が非行のある少年と非行のない少年各五百名について永年に亘る調査研究の結果をまとめた「少年非行の解明」（中央青少年問題協議会訳）からごく一部分を抜萃したものです。わが国における青少年の不良化犯罪化の増加が深刻な問題を投げかけている折柄参考になる点も多いと思われますのでここに紹介します。

本章においては更に進んで、非行のある者はその家庭の不適格さが甚だしかったばかりでなく、その近隣関係、勤め口、レクリエーション、交友関係などにおいても非行のない者よりも不健全な雰囲気にさらされていたかどうかについて調べてみようと思うのである。文化母型が非行のある者に対し非行のない者とは著しく違った影響を与えたかどうかを確めるためには、地域社会における少年の生活状態を巨細に調べ上げることが特に大切である。

近隣地域との結びつき

本研究計画の要請に従って、少年たちは総て貧困な近隣地域すなわちスラムと一般に呼ばれている地域から選択したのであるが、非行のある者も非行のない者も、その大部分のものは（九四・二%：九二%）生れてから終始引続きこのような近隣地域に居住していることが生活史の再構成によって判明したのである。少年たちがこのような地域から離れたことがあるとしても、それは一時に過ぎなかったのである。

一体少年たちはどの程度まで近隣地域に定着する機会をもっているのであろうか。度々の移動は相対的な匿名性を意味し又隣人に対する誠実の念と責任感の発展の阻害が起りやすいことを意味する。それはむしろ不安定感を発展せしめる。昔は、人々は小規模な地域社会に生れ、そこで育ち、そこでその生涯を終えたのであって、自然、家内中の者は皆その隣人の知悉するところであって、このことは人々の行動に対してある種の規制的な効果があったのである。

非行のある者が非行のない者に較べて近隣地域との緊密な結び付きを発達さす機会が遙かに少なかったことは想像に難くない。移動の度数が五回以下のものは非行のない者では五八・五%であるのに対し、非行のある者では二一・三%に過ぎない。これとは反対に、非行のある者の二三・九%は一四回乃至それ以上も移動しているが、非行のない者の場合では五・二%に過ぎない。

あまりに頻繁に移動をするとその結果として、行動の規範である近隣地域の意見を無視するようになるのであるが、そのことは暫く措くとするも移動の度数の多いことは、非行のある者に対し特に甚しい影響を与えたに相違ないことと思われるのである。

放課後の勤め

学校の放課後他人に雇われて勤めることは、商売のやり方の初歩を教わったり経済的責任感を増したりして好結果をもたらすこともあれば、又余りに年の若いうちに悪ずれして都会生活の荒浪にもまれることになって有害な影響を受けることもあるのである。

非行のある者の八四・四%と非行のない者の七八・三%の者は、勤務時間は区々ではあるが学校の放課後働いたのである。定期的に小遣銭を貰っていた少年は非常に少なかった（非行のある者の五・六%と非行のない者の一一・四%に過ぎない）ので、大抵の少年は稼いで小遣銭を儲けていたのである。

両方の少年とも殆んど同じ程度をもって、又同じ理由によって働いたのであるが、放課後働いた四一七名の非行のある者と三八六名の非行のない者のうち、後者の三分の二に対し前者の半数以上のものは行商とか靴磨きとか新聞売りとかのように主として街頭の商売に従事したことを示しているのである。それで悪質な路上の影響力を受けるのは非行のある者の方が多い。これと相関的に若干の監督と保護が加えられる仕事、例えば事務所の給仕とか店の手伝人とかのような仕事に主として雇われている非行のある者は遙かに少ない（八・二%：二四・九%）ことを教えている。

非行のある者がなめさせられたその他の環境的経験と同じように、その従事した仕事が不規則の点が多く、保護されることも少く、又やかましくいわれないとなどから考えると非行のある者は全体としてみると、非行のない者よりは恵まれない雇用関係にあったのである。

余暇の利用

精神医は、少年と面接してフットボールをして遊ぶとか映画をみるとか自転車に乗って遊ぶとか不良仲間とつきあうなど、その好きなレクリエーションを自発的に述べるように勧めたのである。そして精神医はレクリエーション活動を次の類型に分類したのである。冒険的なもの、競争的なもの、身体を動かすが競争的でないもの、身体を動かさないもの。冒険的活動を好むと断言したのは、非行のある者の方が遙かに多い（四七・九%：一九・五%）を物語っている。身体は動かすが競争的要素のないスポーツを好んだ

非行のある者は非行のない者より少し少い（三六・八%：四六・五%）のである。競争的なスポーツやゲームを好んだ非行のある者は相当少く（それぞれ七・七%：二九%）、物静かな娯楽に満足している非行のある者も少かった（二・七%：七・八%）のである。

このように非行のある者が冒険的な刺激を与えるレクリエーションを好むことを確め得たことは、本研究における非常に目覚ましい発見の一つなのである。少年たちの母親が面接係に対して、非行のある者のうち二九八名のもの（五九・六%）は非行のない者のうち一五〇名のもの（三〇%）に較べて、極く幼少の頃から極度に落着きがなかったと報告した事実があるのである。

非行のある者が非行のない者に比較して刺激を求める欲求が強いことは、映画をみに行く度数が遙かに多いことにその証左を認めることができる。非行のない者の場合は僅かに十分の一であるが、非行のある者の約半数のものは映画をみることが過度（毎週三回又はそれ以上）であった。毎週一回映画をみるだけで満足して（或は許されて）いたものは、非行のない者ではその約半数であるが、非行のある者では一四・七%に当っている。スリラー映画のはげしい興奮が、非行のある者の特徴である熾烈な冒険欲を満足させる方法であったことは明瞭である。これによってみると、現実の世界だけでなく、空想の世界においても、非行のある者は刺激的なはけ口を求める強い促動をもっているのである。

冒険的な活動

非行のある者が刺激の強い活動への欲求をもっていることのもう一つの証左は、非行のない者の二三・八%に対して非行のある者の九一・四%のものは、自動車の盗み乗りをしたり貨物自動車に飛乗ったりしていたこと、非行のない者の六・八%に対して非行のある者の九一%のものは暗くなってから街をうろつき廻って夜更しをしていること、非行のない者の一〇%に対し非行のある者の九一%のものは幼少の頃から喫煙を始めたこと、非行のない者の一〇%に対し非行のある者の六六・八%のものは映画のただ見を常習としていたこと、それぞれ三・八%と六一・八%のものが破壊的な悪戯に耽っていたことなどの事実に見出すことができよう。

近代のアメリカの都市生活にみられる大抵の主要な刺激の強い青少年の活動において、非行のある者は、法を守ることのできた少年を遙かに凌駕していることは疑いないところである。

非行のある者が非行のない者に較べて、甚しく冒険的活動を好むことを立証するものとしては、街の片隅にとぐろを巻いていた非行のない者の五八・四%が冒険を好んだのに対し、非行のある者は殆どその全部（九五・二%）が冒険を好むものであったこと、自宅から相当遠いところまで出掛けて行ってレクリエーションを求めていた非行のある者が非常に多かった（八六・八%：一四・二%）こと、空地や水際地や停車場の構内で遊んだり、球戯場や安いダンスホールや低廉品を売る商店街やこれと同じような商業化したレクリエーションの施設へ足繁く通っていたのは非行のある者の方が遙かに多い事実をあげることができる。他方において、自宅や運動場で、その余暇の若干の部分を過ごしていた非行のある者は、非行のない者よりずっと少いのである。

非行のある者が非行のない者に較べて街を徘徊する癖の多かった事実は、由々しい災害事故に遭遇した非行のある者の数が目立って多い事実（三三・二%：一五・四%）によって説明される。事故の大部分は街中で起ったものである。

交友関係

非行のある者は、著しく冒険的活動を好むという本研究の発見から想像できるように、非行のある者の半数以上のもの（五六%）は不良仲間であった。これに対し非行のない者で、不良仲間であったものは僅か三名（〇・六%）に過ぎない。非行のある者は少数の友達では満足せず又たとえ「むれ」があっても不良仲間でないと満足しないようにみえる。

上に述べた外、殆んど総ての非行のある者（九八・四%）は他の非行のある者と仲よしであった。これに反し、非行のない者は非行のある者と同一の場所に住んでいたのにも拘らず、非行のある者と仲よくつきあっていたのは僅かその七・四%に過ぎない。これによってみると非行に関する限り、「友は類を以って集る」のである。非行のある者の約半数（四四・六%）のものは、自分より年上のものとつきあっていたが、非行のない者では一〇・四%に過ぎない。同年輩の友達を選んだり、自分よりも年下の友達と交際していた非行のある者は遙かに少数である。

少女との交友を求めていたのは非行のある者の方が多い（一六・四%：一〇・六%）。調査対象の年齢は非行のある者もない者も同じように組合せてあることを考えると、非行のある者の方が異性の友達に関心をもつことの多かったことはその性的早熟を物語っているともみられる。その外、恐らくは家族たちの監督の不行届を実証するものとも考えられる。このことは既に異性との肉体的経験があった少年は非行のある者ではその一九・四%、非行のない者ではその一・八%に当っていること、いろいろの性的遊戯を行ったことを告白した少年が非行のある者ではその二一・二%、非行のない者ではその一・二%であること、又甚しく自涜を行ったと告白した少年がそれぞれ二九・四%：二・八%であることなどから裏書されているのである。

雨の夜も風の夜も、学校に通ってひたすら勉学にいそしみ、毎晩十時、十一時頃になってやっと家へ帰ってゆく一団の群、これが、戦後「定時制課程の高等学校生徒」と呼ばれている人達です。その大部分は十五歳から十八歳くらいの青春時代の人々で占められています。

定時制高校生の実態

——(1)——

労働省婦人少年局

これらの人達は文部省の調査（表1）によりますと、年々増加の傾向を示しています。即ち昭和二十三年を一〇〇として、二十八年には、学校数で二六七・五つまり約二倍半も増加し、生徒数では三三七・七つまり約三倍半近く増加しています。

ところが最近、夜間（定時制課程の高等学校は夜間制だけとは限りませんが、その大部分は夜間制で本稿でもこれを対象としています）の高校生の中には身体（業をこわしたり、使用者側から仕事の能率があがらないといっていやがられるものなど出て、問題をなげています。

そこで、婦人少年局では、このほど従等の実情を知るため、各都道府県や都道府県教育委員会に対して「定時制の高等学校生徒に関する調査研究資料」の送付を求めましたところ、二十三県から六十六都の資料が集まりました。これらの資料は、調査の方法や時期が各個まちまちで、大体の傾向しかつかめませんが、その中から労働と教育の関係について必要なものを要約してみましょう。

本号では（一）就業状態（二）勤労状態について述べ、次号で（三）生活時間（四）健康（五）疲労の問題についてふれることにします。

一 就業状態

一般に夜間の高校生は昼間働いて、夜学校に通っている人達が多いのですが、六六、八七四人についての調査でも、約七割が勤務者で、約二割が家業従業者（自営業者も含めて）残りの一割が無職者となつて、有職者が約九割にも達しています。しかも、残りの一割の無職の人も、勤めたいが職がないために止むなく働けない人、あるいは、家族が多く、母がいないために家事をみている人などで、実際には殆んどの人々が労働と通学の二重の負担をうけているといえます。

では、前記の有職生徒はどのような職業に多いでしょうか。

二六、〇五八人の調査では、製造業が最も多く、約三割を占め、次いで農業、漁業などの原始産業に従事している者が比較的多いのが一原因でしょう。性別には都市の調査によれば、男子五、〇四三円、女子四、六八四円で、男子が三五九円高くなつています。職種別には、（長崎の資料）工員六、七〇〇円　事務員と公務員はともに五、九〇〇円　店員四、二〇〇円となつています。

以上が就業状態の概要ですが、このような職場で働いている人々の半数近くは、現在の職場に不満をいだき、できれば転業したがつています。そして不満の理由も、都市では、「勤務に時間的余裕がない」「疲れるから」「仕事が自分に合わない」「職場の環境雰囲気がよくない」「給料が少い」などで、地方の場合は、「職場の雰囲気がきらい」「給料が安い」「仕事がつらい」「生徒に対する理解がない」「職場施設が悪い」などとなつていて、都市では、勤務に時間的余裕のないこと、身体がつかれることが不満の大きな理由になつていますが、地方では職場のふんいきの良くないこと、給料の低いことが大きな原因としてあげられています。

二 就学状態

学校外での学習時間は、一八、五八八人の調査によれば全然ないと答えた者が二二・八%、三〇分以内二五・七%、一時間以内二六・〇%で、予習や復習をする時間が一時間以内の者で約七割半にも達し、しかも二時間以上の学習時間をもつものは七・四%の極く少数です。このことから夜間の高校生は全日制の高校生に比較して、予習、復習などの時間が非常に少いといえますが、健康を維持するためには、学習時間をさいて休養にあてることもやむを得ないことでしょう。

又、学習する時と場所は、大部分が学校から帰つて自宅で行つており勤務先で行う人は極く少数（九・九%）です。

仕事の終る時刻は、直接学校の始業時刻と関連がありますが栃木の資料によると、

第1表　定時制課程の高等学校及び生徒数

区分 / 年別	学校数 実数	学校数 推移比	生徒数 実数 計	生徒数 実数 男	生徒数 実数 女	生徒数 構成比 計	生徒数 構成比 男	生徒数 構成比 女	生徒数 推移比 計	生徒数 推移比 男	生徒数 推移比 女
	実数	推移比	計	男	女	計	男	女	計	男	女
		%				%	%	%	%	%	%
昭和23年	1,199	100	170,939	140,032	30,907	100	81.9	18.1	100	100	100
昭和24年	2,755	280.9	347,102	270,490	76,612	100	77.9	22.1	203.1	193.2	247.9
昭和25年	2,950	247.8	412,175	315,181	96,994	100	76.5	23.5	241.1	225.1	313.8
昭和26年	3,158	264.3	492,104	374,164	117,940	100	76.0	24.0	287.9	267.2	381.6
昭和27年	3,158	264.3	582,465	400,289	182,176	100	75.2	24.8	341.5	285.9	427.7
昭和28年	3,191	267.5	577,228	426,858	150,865	100	73.9	26.1	337.7	304.5	488.1

（注）文部省の調査資料による

第2表　勤続年数

勤続年数 / 区分	計	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十年以上
生徒数	2,107	526	313	313	244	212	169	136	65	47	38	16	22
割合	% 100	26.0	15.1	15.1	11.6	10.1	8.0	6.4	3.1	2.2	1.8	0.8	1.0

（註）常山の資料による

など、公務、卸売及び小売業がそれぞれ一割台、サービス業、運輸、通信及びその他の公益事業、金融及び保険業、建設業、鉱業、林業は僅少です。性別では男子に農業が比較的多いのに対して、女子はサービス業が多いのは特徴的です。

職種別には、一〇、二九「人の調査によると肉体労務従事者五三・三%、一般的事務従事者二四・六%　給仕・小使五・二%　その他一六・九%となつています。又、男子の大半が労務従事者であるのに対して女子は一般的事務に従事している者が多くなつています。

勤続年数（表2）は、三年以上の者が三割、四%も占め、中には十年以上にも

第3表　年齢構成

年齢 / 区分	生徒数	割合
15歳	2,614	11.6
16〃	5,430	24.1
17〃	4,447	19.7
18〃	3,472	15.4
19〃	2,300	10.2
20～25歳	3,910	17.4
26～35歳以上	328	1.5
36歳以上	21	0.1
計	22,522	100.0

（註）大分，熊本，佐賀，鳥取，宮崎，岩手，千葉，神奈川，栃木，埼玉，福島の資料による

よぶ人さえあります。

又、年齢構成についてみますと（表3）十八歳以上の人が四四・六%で、ほぼ半数に達し、中には四十歳近い人もみられました。

こうした人々は、労働生活の面での必要、—例えば、工作上の計算や図面読み等—から、あるいは、上級学校への進学のため、また一般的に向学心や、教養を得るため入学したものと予想されますが、いずれにしても、このような高年齢者の多いことは、夜間の定時制高校の特徴といえましょう。

作業の程度は、二、一四七人の調査では、重労働的な仕事をしている人が一七・四%占めていますが、その数の多少はともかくとして、昼間の疲労によつて夜の勉学に相当の支障があるのではないかと危惧されます。又、健康の面からみても好ましくないでしょう。

ところで、このように夜間の高校生の大部分は昼間働いて、中には相当重労働的な仕事をしている人もいますが、職場での労働時間や、休日、賃金などは、どんな状態でしょうか。

まず労働時間についてみますと、一〇、〇九〇人の調査では、九時間働く者が一六・九%、十時間以上も働いているのが八・三%を占め、この人達はおそらく学校を毎日遅刻しているのではないかと懸念されます。性別には、九時間以上働く者は、男子の方が一〇%余り高くなつています。職種別には、事務員八時間、工員八・一時間、公務員八・二時間、店員八・七時間となり中には十一時間も働いている人（行商あるいは卸売業従業者）もあります。

休日の有無について、四二、四四六人を調査したものによりますと、一か月間、一日も休まないでのべつ働かされている人が七・一%もあり注目されます。又、休日があると答えた人々の中でも、一週間に一回休めない人が三割近くを占めています。時間的に余裕をもたない夜間の高校生にとつて、ほんとうの休養の日、娯楽の日である休日が少いことは問題といえましょう。そしてこのように休日の少い人々は恐らく欠席や早退などで、これを補つているのではないでしょうか。

職種別には、公務員だけが四日で、あとは事務員三・八日、工員三・一日、店員はもつとも少く二・二日となつています。さきの労働時間の傾向と考え合せて、就職する場合、注意を要することといえましょう。二十八年の一か月当り賃金の階級分布についてみますと、（表4）都市

第4表　1か月の賃金階級分布

	比率 地方	比率 都市
2,000円未満	35.8	2.4
2,000円～3,000円未満	12.2	5.4
3,000～4,000	12.5	18.2
4,000～5,000	12.0	28.3
5,000～6,000	9.7	23.3
6,000～7,000	5.6	10.9
7,000～8,000	4.6	5.2
8,000～9,000	2.6	2.2
9,000～10,000	1.9	2.1
10,000円以上	3.1	
計	100.0	100.0

（註）1. 都市（東京）地方（山口，長崎，熊本，鹿児島，鳥取）の資料による　2. 不明は9,000円以上の分類はなく，又，不明2.0%は表には記入されていない。

ますと、五時～五時三十分までがもっとも多く四二・二%　四時～五時が三三・五%　東京では逆に四時～五時が六三・〇%　五時～五時三十分が二二・七%となって可成り地域差があるようです。又、五時三十分以後に仕事が終る人が栃木一九・二%　東京八・四%いますが、この人達は通学に支障があるのではないでしょうか。

学校の授業が始まる時刻は、(実6)五時三十分および六時に始まる学校が、それ〳〵二八%でもっとも多いが、時刻は四時から六時三十分までの間に分布しています。そこで、学校の始業時刻に間に合うかどうかについてみますと六二次人の調査によれば、丁度間に合う者が三八・九%　遅刻や欠課する者が二一・九%で、半数以上の者は、仕事が終るや否や、あわただしく学校にかけつけているようです。勤め先で上役が早く帰らない場合、仕事が忙しい場合あるいは一般に個人経営の企業などでは、規定の終業時刻に帰れるとは限らないでしょう。しかし、出席率があまりに悪い場合はその原因を追求して、その対策を講じることも必要でしょう。欠席の理由としては、四二三人の調査によれば、「病気のため」三八・二%がもっとも多くなっていますがこの病気の中では胃腸病や下痢によるのが多いようで、その原因は生活の不規則、特に食事時間の不規則によると考えられますが、この障害は体格を低下させるだけでなく神経その他の病源の侵入に隙をあたえることともなり、遂には休学、退学とも発展することは想像に難くありません。又、「勤務のため」二七・六%の中には職場の理解はあるが同僚への遠慮から学校を欠席して仕事をしている者もあります。この他、家事の都合二二・一%　その他一二・一%で、休学率は大体三%～六%位です。

夜間の高校生の脱落originは、欠席→休学→退学のコースを辿るのが特徴的で、生徒の動態についても初め入学した生徒が四年間の課程を終え卒業するまでは、可成りよくすることをただ一つの願いとして処理した結果からうじて切り抜けることが出来て、今日の基礎を築き得たことを幸せに思つている。

社会情勢が幾分安定された昨今、どこの看護学院にも高等学校卒業のピチピチした学生が楽しそうに勉強しているのを見るにつけ、今後五十年、百年後の看護界の将来を想像して喜びに堪えない。日赤短大にも百二十名の学生が活々として学習にいそしんでいる。看護の学習は、実習の裏付によって始めて完成されるものであるから、実習場における指導こそ最も重大である。現在病院に勤務する二百余名の看護婦を有効に適材適所に配置してよい看護を通してよりよい実習指導が出来るように、そして、立派なナイチンゲールのあとつぎになるように日夜念願し、心を配つている。

（日赤中央病院看護科長・看護婦監督）

第5表　仕事の終業時刻

	総数	8時間	8時～4時	4時～5時	5時～5時30分	5時30分～6時	6時以後	無記入
栃木	100.0%		5	93.5	42.3	18.0	1.2	
東京	100.0%	0.6	5.3	68.0	22.7	3.9	2.2	2.3

第6表　学校の始業時刻

終業時刻	午後7時15分	8時10分	8時20分	8時25分	8時30分	8時40分	8時45分	8時55分	9時	9時10分	9時30分	総数
校数	1	1	1	2	5	8	1	1	7	1	2	25
比率	4.0	4.0	4.0	8.0	20.0	12.0	4.0	4.0	28.0	4.0	8.0	100.0%

（註）富山県の夜間の定時制高校（独立校，併設校，分校）25校を終業時刻別に集計したものである

第7表　年度別休学者の状況

年度	中心校	分校	計	休学率
昭和25年	259	459	718	約5%
〃 26 〃	419	647	1,060	〃6%
〃 27 〃	191	520	711	〃4%
〃 28 〃	222	456	678	〃3%

（註）新潟の資料による

第8表　退学状況

	生徒数	在学生徒数	退学者の割合
生産生	5,016	2,705	46.1%
単純生	5,795	3,644	86.5
四三	6,209	4,748	23.5

（註）資料による　岐阜，埼玉，宮崎の四六・一%にあたる二，三二一人がいろいろの理由で前記の脱落コースを辿っています。そして二年生になるまでには早くも二割以上の人が脱落しており，極めて不安定な状態を示しています。

こんなに多くの人々が脱落してゆく原因としては，九・四人の調査によると家庭の経済的な理由（無理解）によるのが四二・二%で半数近くもあります。夜間の高校生の家庭は両親あるいは片親がないのが二七%を占め，又彼等の収入がなくては家計がなりたたない家庭が一九・五%　満たない家庭が二三・三%を占めています（佐賀の資料）。このような家庭の貧困から全日制へも行けず，働きながら夜間の高校へ入学したものの，これさえも卒業なかばで退学しなければならないのです。又退学の理由として勤務の事情，例えば職場が変ったこと，或職したことなどのために学習を続行出来ならなくなつた人も一七・二%ありますが，こうした人々は，広義の社会的福祉的貧困のしわよせの犠牲ともみられ，寒心に耐えない傾向です。（以下次号）

近代看護の創始者ナイチンゲールは一八二〇年五月十二日に生誕された。毎年五月十二日はナイチンゲールデーとして看護事業に従事する者の記念日である。

今年はとくにクリミヤ戦争で女史が偉大なる功績をたてられてから百年目にあたるので、それを記念するため看護会ではいろいろの催しを計画している。

クリミヤ戦争後今日まで世界の看護事業は非常に進歩し目覚しい発展をしている。日本でも終戦後一般に看護婦の地位が高められ、従来の医師の補助者だというだけの考え方から離れ、看護は独立した専門職業であるという考え方になつて来た。昨年ブラジルの国際看護協会総会で決定された看護道徳国際律の第一条に、看護婦の基礎的使命は三つあると左のようにうたわれている。

1. 人命を守る。
2. 病苦から人を救う。
3. 健康を増進させる。

人命を守るとは医師も看護婦も変りはない。そのためには、両者は車の両輪のように切つても切れない協力者であると同時に健康指導者でなければならない。そして人々が健康で明るい平和な生活が出来る社会を造るためには、いくら勉強してもまた重く尊い。この使命遂行のためには、いくら勉強してもまた重く尊い。この使命遂行のためには、努力しても、親切に奉仕しても、過ぎるということは絶対にない。そこに看護のむずかしさがあり、また興味がある。

だからこの仕事にたずさわる者は看護好きでなければ出来ない。いかに科学の知識が豊かで技術が優れていても、その根底となるものは精神であるから。

私は三十余年前ある動機から看護に興味を持ち、看護を志望し、矢も楯もなく看護を志望し、健康を危ぶむ家人を説きふせ、やつと赤十字の看護婦になることを許可されて入学したのである。ただ看護が好きで余念なく過したというより外ない。戦時中は南方に派遣されて、死線を越えてやつと生命を保つたが、終戦の過度期から日赤で看護教育や看護管理の責任者として、つたない歩みをつづけてきつているここに居る。

ナイチンゲールのあとつぎ

飯塚すゞ

私の職業

★看護婦の夜勤日数

東京都の九つの都立病院について、二十一日間の看護婦の夜勤日数を調査した。準夜勤（病院によつてちがうが午後三時～十一時が多い）は平均して四・三日で、日勤との割合は三～四日目に一回、四日目に一回、五日目に一回、六日目に一回、九日目一回となつている。また深夜勤務（およそ午後一一時～翌日の午前七時）の日数は一人当り平均四・五日で、日勤との割合は三日目に一回から七日目に一回までであり、平均して日勤五日～五・五日の間に準夜勤一回、深夜勤一回行つているここに居る。

（東京都衛生局看護課調）

未亡人ホームの建設まで

――婦人ホームニュースから――

婦人の内職懇談会

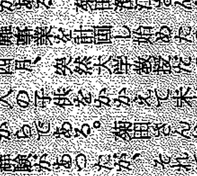

婦人少年局では、既報の通り、今年の三月下旬、東京都内二十三区の普通住宅六、五〇〇世帯を勘閲して、家庭内職調査を行い、東京都二十三区内に家庭内職をしている世帯が何軒あるか、どんな種類の内職がどんな条件でやられているか等について、六つの婦人団体の会員を調査員として調査を行いました。その結果、東京都二十三区の普通住宅のうち一割弱の世帯が内職をしていることがわかりましたが、調査に当った婦人団体の人達は、調査対象になった世帯の中には、内職をしているのをかくして、調査に協力してもらえなかった例も幾つかあり、実際の内職世帯の割合は、もう少し上まわるのではないかといっています。調査の各項目について、細かい結果はまだわかっていませんが、婦人少年局では、四月三十日と五月一日の二日にわたり調査に当った婦人団体の人達に集っていただいて、調査票に現れていない問題や、調査上の苦心、調査員としての感想などを話合う懇談会を開きました。当日問題となった主なものを拾って見ましょう。

内職の種類・区による特色

今度の調査では、内職の種類を裁造、加工、修理の仕事、いわゆる「手内職」に限ったため、その地域内の種類しか見られませんが、何といっても洋裁・和裁・編物の内職は圧倒的に多く、地域も二十三区全般にわたっています。然しその他のものでは地域によってかなり差があります。例えば品川区・蒲田区・江戸川区等のように、中小工場の多いところでは、その近くの人達は、その工場の仕事をしていますので、電球の部分品作り、玩具の組立、ゴム製品加工、紡水布加工、製本折り、箱はり、レッテルはり、セルロイド加工、鏡加工等、内職の種類も多種類にわたっています。ところが杉並区・中野区・渋谷区・北区谷区などには工場地帯が近くにないため、かさばるものや重い材料を運んで来るような内職は少く、編物・洋裁・和裁・造花・手袋加工など、軽くかさばらないものが多く行われているようです。フランス刺しゅうの高い技術をもっている人が非常に有利な内職をしている例もありました。又いわゆる「手内職」ではありませんが、大きな家をもっている人は、家人下組を内職としている家も多かったようです。

内職をしている世帯

内職をしている世帯もあらゆる種類にわたっています。主人が病気で主婦がその日の生活費を「内職」によって稼いでいるもの、子供が多く収入が少いために生活費の一部を「内職」によって補っているもの等から、老人の小遣かせぎにいたるまで、いろいろですが、調査に当った人達の感想からも一般的にいえることは、現在いわゆる「内職」だけでは一家の生計をたてるのは非常にむずかしいということです。そのため非常に貧困と思われる世帯は却って家庭内職をしていず、外に働きに出ている場合が多いようです。洋裁のお仕立ものの賃仕事（賃加工）は、ミシンを持っていることが条件になりますし、又一方、ある調査員は、生活の苦しそうな家の方が却って内職をせずにぶらぶらしていて、裕福でなくてもまあまあ一応生活の出来る家の方が内職をしている場合が多かった、そして、これは生活意欲があるかないかのちがいではないか、と感想をのべています。

この外、現在内職をしていなくても、内職をしたい希望者は非常に多いようです。このように希望しながらも現在内職をしていない理由はいろいろありますが、その主なものは、low収入の内職が見つからない、子供がいて出来ない、体が弱くて出来ない、工賃が安いのでやめた等です。

内職者の希望

内職の工賃をもっと高くしてほしいとは、内職世帯ほとんどすべての声だと調査員はいっています。又内職斡旋所を出来るだけ多くふやして、そこで、永続性があり中間搾取のない内職を斡旋してほしいという希望も多かったようです。子供がいて内職をしたくても出来ない人や、子供をおぶって内職をしている人達は、託児所を出来るだけ多くつくってほしいと切望しています。最後に最近最も困ることは、中小企業の不振や倒産などが影響して、内職の工賃を支払ってもらえないというのが多くなっていることです。

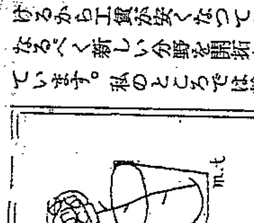

未亡人ホームの建設まで

――婦人ホームニュースから――

婦人少年局では、既報の通り、今年の三月下旬、東京都内二十三区の普通住宅六、五〇〇世帯を勘閲して、家庭内職調査を行い、東京都二十三区内に家庭内職をしている世帯が何軒あるか、どんな種類の内職がどんな条件でやられているか等について、六つの婦人団体の会員を調査員として調査を行いました。その結果、東京都二十三区の普通住宅のうち一割弱の世帯が内職をしていることがわかりましたが、調査に当った婦人団体の人達は、調査対象になった世帯の中には、内職をしているのをかくして、調査に協力してもらえなかった例も幾つかあり、実際の内職世帯の割合は、もう少し上まわるのではないかといっています。調査の各項目について、細かい結果はまだわかっていませんが、婦人少年局では、四月三十日と五月一日の二日にわたり調査に当った婦人団体の人達に集っていただいて、調査票に現れていない問題や、調査上の苦心、調査員としての感想などを話合う懇談会を開きました。当日問題となった主なものを拾って見ましょう。

内職の種類・区による特色

今度の調査では、内職の種類を裁造、加工、修理の仕事、いわゆる「手内職」に限ったため、その地域内の種類しか見られませんが、何といっても洋裁・和裁・編物の内職は圧倒的に多く、地域も二十三区全般にわたっています。然しその他のものでは地域によってかなり差があります。例えば品川区・蒲田区・江戸川区等のように、中小工場の多いところでは、その近くの人達は、その工場の仕事をしていますので、電球の部分品作り、玩具の組立、ゴム製品加工、紡水布加工、製本折り、箱はり、レッテルはり、セルロイド加工、鏡加工等、内職の種類も多種類にわたっています。ところが杉並区・中野区・渋谷区・北区谷区などには工場地帯が近くにないため、かさばるものや重い材料を運んで来るような内職は少く、編物・洋裁・和裁・造花・手袋加工など、軽くかさばらないものが多く行われているようです。フランス刺しゅうの高い技術をもっている人が非常に有利な内職をしている例もありました。又いわゆる「手内職」ではありませんが、大きな家をもっている人は、家人下組を内職としている家も多かったようです。

内職をしている世帯

内職をしている世帯もあらゆる種類にわたっています。主人が病気で主婦がその日の生活費を「内職」によって稼いでいるもの、子供が多く収入が少いために生活費の一部を「内職」によって補っているもの等から、老人の小遣かせぎにいたるまで、いろいろですが、調査に当った人達の感想からも一般的にいえることは、現在いわゆる「内職」だけでは一家の生計をたてるのは非常にむずかしいということです。そのため非常に貧困と思われる世帯は却って家庭内職をしていず、外に働きに出ている場合が多いようです。洋裁のお仕立ものの賃仕事（賃加工）は、ミシンを持っていることが条件になりますし、又一方、ある調査員は、生活の苦しそうな家の方が却って内職をせずにぶらぶらしていて、裕福でなくてもまあまあ一応生活の出来る家の方が内職をしている場合が多かった、そして、これは生活意欲があるかないかのちがいではないか、と感想をのべています。

この外、現在内職をしていなくても、内職をしたい希望者は非常に多いようです。このように希望しながらも現在内職をしていない理由はいろいろありますが、その主なものは、low収入の内職が見つからない、子供がいて出来ない、体が弱くて出来ない、工賃が安いのでやめた等です。

内職者の希望

内職の工賃をもっと高くしてほしいとは、内職世帯ほとんどすべての声だと調査員はいっています。又内職斡旋所を出来るだけ多くふやして、そこで、永続性があり中間搾取のない内職を斡旋してほしいという希望も多かったようです。子供がいて内職をしたくても出来ない人や、子供をおぶって内職をしている人達は、託児所を出来るだけ多くつくってほしいと切望しています。最後に最近最も困ることは、中小企業の不振や倒産などが影響して、内職の工賃を支払ってもらえないというのが多くなっていることです。

茨城県における婦人労働
災害の発生状況について

茨城労働基準局安全衛生課

一 発生件数

茨城県における昭和二八年一月から一〇月までの鉱業を除く災害発生件数は、一一〇件となっている（第一表）。

第一表によって月別発生件数をみると四月・七月・九月が他の月に比して多くなっているが、これは婦人労働災害の防止対策として十考させられる問題である。

第1表 月別災害発生件数

業種別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
製造工業	1	6	2	6	5	3	7	6	4	3	43
土建工業	5	4	3	6	2	1	7	0	7	4	39
貨物輸送業	1	1	3	1	0	1	1	0	2	2	12
貨物取扱業	3	0	2	2	2	0	0	0	0	0	9
農林業	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	4
その他	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3
全産業計	10	11	12	16	10	5	18	6	13	9	110

二 原因別発生状況

これらの災害を災害原因分類表によって原因の分布状況をみると、第二表のように作業行動災害が六一・八%で、災害の大半を占めている傾向は管内災害の傾向と一致しているが、その反面、動力運転災害が全災害の比率より若干上廻っていることは、婦人労働者が動力機械取扱についていくぶん順応性に欠けるところがあるのではないかと思われる。

第2表 原因別災害分布状況

原因別＼区別	婦人労働災害	管内全災害（昭和27年）
動力運転災害	26.4 %	20 %
作業行動災害	61.8	73.2
特殊危険災害	4.5	3.2
雑原因災害	7.8	3.1

三 業種別発生状況

第五表は業種別にみた災害の発生状況であるが、製造工業と土建工業の二業種で七四・五%を占めていて、絶対値においてはこの二業種が最も多いが、婦人労働者数に対する婦人労働災害発生率においては、土建工業と貨物取扱業に多いことがわかる。これは製造工業では発生件数も多いが、就労者数も多いので、発生率は比較的低くなるが、土建工業においては就労者数も発生件数も多く、貨物取扱業においては就労者数は少いが、その割に災害数が多いので率は高くなっている。

四 年齢別、傷害種別、程度別発生状況

婦人労働災害の半数に近い四五・五%は三〇歳以上の婦人の災害である。これは傷害種別にみても同じで（第六表）、特に骨折・捻挫においては六〇%を占めている。これは比較的高年齢の者が重量物・運搬等にたずさわっていることや法規に許容された範囲での危険作用に従事していること等によるものと思われる。また骨接・捻挫などの傷害がこの年齢層に多いことは、身体の柔軟性に関係があるのではないかと思われる。

この作業行動災害をさらに細分して原因分布をみると第三表のとおりで、管内全災害では取扱運搬災害が四〇・六%、飛来崩壊災害が一九・五%であるに反し、婦人の災害は手動揚重機災害・取扱運搬災害および飛来崩壊災害がそれぞれ二二%を超えていることは特異なものと云えるであろう。

これらの災害の内容をみると、運搬車の突撃、転車、運搬取扱および物体の飛来落下等が大半を占めている。これは体力に比例して重すぎる物を運搬したり、飛来物体の発見に努める注意力が散漫であったり、又物体が落下した際、避難する敏しょう性に本質的欠陥があることなどが考えられる。

つぎに第四表によってこれらの災害の部位別および負傷程度別の傾向をみると、作業行動災害以外の原因では災害の大部分は四肢の負傷が多いが、作業行動災害では四肢の負傷は五八・八%であるが、胴幹の災害も一二%を占めており、他の原因による災害と大きな差異を示していることが注目される。なお作業行動災害による胴幹の負傷の原因は取扱運搬である。

四肢の災害が全災害の六七・二%を占めていることは、機械設備に対する不備、取扱方の無視、側用工具の欠陥、安全帯の不備、安全作業の不履行等のために、設備の不安全原因を改善するとともに、婦人労働者自身がもっと安全意識を高めたならば、災害はるかに減少するであろう。また四肢の防護についてはさらに留意する必要がある。

第3表 作業行動災害分布状況

原因別＼区分	婦人労働災害	管内全災害（昭和27年）
手動揚重機災害	22.0 %	10.3 %
手動工具災害	8.9	9.8
取扱運搬災害	27.9	40.6
飛来崩壊災害	22.0	19.5
墜落災害	14.7	10.1
踏抜災害	4.5	10.2

第4表 負傷部位別，程度別件数

区分＼負傷部位別	頭部	胴幹	四肢	計（%）
動力運転災害	6.9	13.8	79.3	100.0
作業行動災害	14.7	26.5	58.8	100.0
特殊危険災害	20.0	—	80.0	100.0
雑原因災害	12.5	—	87.5	100.0
計	12.8	20.0	67.2	100.0

区分＼負傷程度別	休八日未満業	一カ月未満休業	一カ月以上休業	死亡	計（%）
動力運転災害	18.8	79.3	6.9	0	100.0
作業行動災害	17.6	78.5	7.4	1.5	100.0
特殊危険災害	20.0	80.0	—	—	100.0
雑原因災害	88.5	24.0	38.0	—	100.0
計	18.2	71.8	9.1	0.9	100.0

第5表 業種別災害発生状況

業種別＼年齢別	女子労働者災害				男子労働者災害				合計			
	十八歳未満	十八歳以上	計 件数	計 %	十八歳未満	十八歳以上	計 件数	計 歳	十八歳未満	十八歳以上	計	%
製造工業	4	39	43	39.1	78	751	829	39.8	82	790	872	39.8
土建工業	1	38	39	35.4	11	774	785	37.7	12	812	824	37.6
貨物輸送業	3	9	12	10.9	6	159	165	7.9	9	168	177	8.1
貨物取扱業	1	8	9	8.2	0	161	161	7.7	1	169	170	7.8
農林業	1	3	4	3.6	4	18	22	1.2	5	21	26	1.1
その他	0	3	3	2.8	0	119	119	5.7	0	122	122	5.6
計	10	100	110	100.0	99	1,982	2,081	100.0	109	2,082	2,191	100.0

第6表 年齢別，傷害種別件数

年齢別＼区分	打撲 件数	打撲 %	骨折 件数	骨折 %	捻挫 件数	捻挫 %	創傷 件数	創傷 %	火傷 件数	火傷 %	その他 件数	その他 %	計 件数	計 %
18歳未満	1	3.9	1	7.7	0	0	7	13.2	0	0	0	0	9	8.2
18歳以上～20歳未満	9	34.6	2	15.4	1	10.0	11	20.8	1	25.0	2	50.0	26	23.6
20歳以上～30歳未満	5	19.2	2	15.4	3	30.0	13	24.5	1	25.0	1	25.0	25	22.7
30歳以上	11	42.3	8	61.5	6	60.0	22	41.5	2	50.0	1	25.0	50	45.5
計	26	100.0	13	100.0	10	100.0	53	100.0	4	100.0	4	100.0	110	100.0

第7表 年齢別，傷害程度別件数

年齢別＼区分	8日未満休業 件数	8日未満休業 %	1カ月未満休業 件数	1カ月未満休業 %	1カ月以上休業 件数	1カ月以上休業 %	死亡 件数	死亡 %	合計 件数	合計 %
18歳未満	4	20.0	4	5.0	1	10.0	—	—	9	8.2
20歳未満	8	40.0	16	20.3	2	20.0	—	—	26	23.6
30歳未満	3	15.0	20	25.3	2	20.0	—	—	25	22.7
30歳以上	5	25.0	39	49.4	5	50.0	1	100.0	50	45.5
計	20	100.0	79	100.0	10	100.0	1	100.0	110	100.0

第七表により災害発生数を傷害程度別にみると、八日未満の休業災害では、二〇歳未満の者が四〇%を占めているが、より長期の休業を要する災害は、その大半が、家庭生活上最も負担の重い三〇歳以上の婦人労働者であり、たつた一件ではあるが、死亡事故さえ出している。このような悲劇をなくすために、その職場を省み、毎日の作業態度を検討して、災害防止のために人智の限りを尽さなければならない。

資料室

減少の傾向をあらわした 少年犯罪

終戦後急激に増加した青少年の不良化、犯罪化を防止し、さらにこれら青少年の健全な育成をはかるために、昭和二十四年秋に第一回の青少年保護育成運動が行われてから今年で十回目になります。そして今年も去る五月一日から一か月に亘って全国的に展開されましたが、青少年の犯罪はどのような傾向を示しているかについて、国警の全国犯罪統計を基にして観してみましょう。

なお、ここで少年犯罪というのは満二十歳未満の者によつて犯された刑法上の犯罪であることをおことわりしておきます。

一、少年犯罪の推移

第一表及び第一図の示すとおり、昭和十一年における成人を含めた全刑法犯の総数は四四五、六八九件ですが、昭和十三年、十七年と増加し、昭和二十年には減少しましたが、それでも昭和十一年の約一・二倍になつています。全刑法犯では戦時中急激に減少しているに拘らず少年犯罪はこれとは反対にすでに戦時中から増加の傾向を示していることは極めて特徴的です。そして終戦の翌二十一年には早くも、昭和十一年の二・四倍にはね上り、二十三年には二・七倍、二十五年には三・四倍となり、昭和二十四年秋から年、昭和十七年と漸次減少して、終戦の翌年、昭和二十年には昭和十一年の殆んど半数までに減つています。そして昭和二十一年には再び昭和十一年の数と殆んど同じ数となり、その後年々増加して昭和二十六年には六、九、〇三五件、昭和十一年の約一・四倍で頂点に達し、翌二十七年から減少しはじめて、二十八年には約一・二倍となつています。終戦の翌二十一年から二十八年に至る全刑法犯の犯罪曲線は極めて緩漫なカーブを画いています。

これに対して少年犯罪をみますと、昭和十一年には四六、五五〇件ですが、昭和二十年には減少しましたが、それでも昭和十一年の約一・二倍になつています。全刑法犯では戦時中急激に減少しているに拘らず少年犯罪はこれとは反対にすでに戦時中から増加の傾向を示していることは極めて特徴的です。そして終戦の翌二十一年には早くも、昭和十一年の二・四倍にはね上り、二十三年には二・七倍、二十五年には三・四倍となり、昭和二十四年秋から

第1図 少年刑法犯及び全刑法犯累年指数（昭和 11, 13, 17, 20～28 年）

ら行われた青少年保護育成運動をよそに、さらに二十六年には実に三・六倍という驚くべき数に達しました。しかし、全刑法犯が昭和二十六年を頂点として二十七年から減少しはじめたのと同様に少年犯罪も二十六年をピークとして、二十七年には三・一倍、二十八年には二・七倍と減少の傾向をしめしはじめました。

こうして、全刑法犯、少年犯罪ともに減少の傾向をみせ始めたのですが、この傾向が今後さらに続くかどうかは直ちに予測を許さないとしても、社会情勢の変化でもない限りこの傾向はつづくのではないかと想像されます。それにしても、戦争とそれに続く終戦後の社会の混乱がいかに少年に深刻な影響を与えたかは驚くばかりです。

二、少年犯罪と職業

第二表は職業別にみた少年犯罪ですが、それぞれの職業別人口に対する犯罪数の割合をみないで何の職業に犯罪が多いということは正確ではないでしょう。例えばこの表によりますと昭和二十七年の少年犯罪一四三、二四七件のうち、学生生徒の犯罪は五三、六一八件で全体の三七・四%にあたっていて最も多いのですが、これは学生生徒の総数が他の職業に就いている者の数より圧倒的に多いためです。学生生徒の次に多いのは無職の二〇・四%、労務者の一七・二%などです。有職者の人口に対する犯罪率と無職者の人口に対する犯罪率との比較からみて、無職者の犯罪率の方が高いということは一般にみとめられています。

無職者の犯罪率が高いということは一体何に基因するのでしょうか。例えば無職者の中には本人自身の中に、一定の職に就くことに対する不適格性や不順応性、あるいは反社会性というようなものがすでに存在しているのかどうか、あるいはまた、一定の職に就くことができなかつたことに起因するいわば外部的、環境的な条件によるものであるのかどうか、というようなことが考えられます。こうした問題が究明されれば少年犯罪の対策上大きな寄与をもたらすでしょう。

三、少年に特殊の犯罪

終戦後の少年犯罪の特殊な傾向として強盗、放火、強姦等のいわゆる兇悪犯と暴行、傷害、きよう喝、脅迫等のいわゆる粗暴犯が目立つて増加していますが、特に少年に特殊な犯罪として、強姦、わいせつ等の性犯罪があります。これらの犯罪は勿論成人にもありますが、第三表の示すとおり少年犯罪として極めて特殊な傾向をみせています。

強姦罪についてみると昭和十一年には検挙人員一九七名であつたが、犯罪の急激な増加をみせた昭和二十一年には十一年の一・三倍、二十三年約三倍、二十四年には六倍、二十七年には一〇倍近くまで増加し、二十八年に至つて約八倍という状況です。

わいせつ罪は、昭和十一年には七六名の検挙人員でしたが、十八年にはすでに五・八倍、十九年五・四倍という増加を示していますが、その後やや減少して、二十五年には再び約六倍近くとなり、二十八年には五・四倍となつています。

少年犯罪総体では昭和十一年に対して二十六年の三・六倍が最も高い率ですが性犯罪は比較にならない増加率を示しています。また全刑法犯及び少年刑法犯の総数をはいずれも昭和二十六年を頂点として、二十七年、二十八年と減少傾向を辿つていますが、少年の性犯罪に関する限り、むしろ増加の傾向さえみえます。

第1表 少年犯罪（刑法犯）罪種別比較表（昭和 11, 13, 17, 20～28 年）

罪種別＼年別	昭和11年	13年	17年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
少年刑法犯合計(A)	46,550	48,933	66,588	54,787	111,790	104,829	124,886	131,916	158,426	166,433	143,247	126,097
全刑法犯合計(B)	445,689	395,658	299,395	242,645	445,484	459,339	550,540	585,328	616,723	619,085	575,852	547,550
A/B (%)	10.4	12.4	22.2	22.6	25.1	22.8	22.7	27.2	25.7	26.9	24.9	23.0

第2表 少年刑法犯被疑者職業年次別調

職業別＼年次別	昭和24年	%	昭和25年	%	昭和26年	%	昭和27年	%
学生生徒					361	0.6	461	0.9
学生生徒					7,239	12.1	7,486	13.9
学生生徒					35,013	58.6	29,507	55.0
学生生徒					16,895	28.4	16,012	29.8
学生生徒					195	0.3	158	0.4
学生生徒	校校校他				59,702 (100/35.9)		53,618 (100/37.4)	
学生生徒	校校校の計							
学生生徒	学学学等							
学生生徒	大高中小そ							
学生生徒	計	34,136	25.9	49,258	31.1			
労働者	務者	12,893	9.8	19,613	12.4	29,590	17.8	24,572	17.2
労働者	員	4,455	3.4	8,356	5.3	10,359	6.2	10,202	7.1
労働者	自由業	17,780	13.5	14,657	9.3	9,155	5.5	6,873	4.8
労働者	業	2,283	1.7	618	0.4	1,291	0.8	1,194	0.8
労働者	及び通	12,147	9.2	14,606	9.2	12,690	7.6	10,157	7.1
労働者	産	1,900	1.4	2,966	1.9	2,995	1.8	2,743	1.9
労働者	業	494	0.4	1,137	0.7	1,525	0.9	1,162	0.8
農業	業	42,447	32.2	43,295	27.3	35,938	21.2	29,162	20.4
水商	職	3,381	2.5	3,920	2.4	3,788	2.3	3,564	2.5
無職	他								
その	の								
合	計	131,916	100	158,426	100	166,433	100	143,247	100

第3表 少年による性犯罪（強姦わいせつ）検挙人員年次別調

年次＼罪種別	強姦罪		わいせつ罪		合計	
	検挙人員	昭11年を100とした指数	検挙人員	昭11年を100とした指数	検挙人員	昭11年を100とした指数
昭和11年	197	100	76	100	273	100
12	172	87	79	104	251	92
13	211	107	88	116	299	110
14	217	110	87	113	304	111
15	230	116	188	247	418	153
16	255	129	180	237	435	159
17	328	166	361	475	689	252
18	335	170	439	578	774	284
19	294	149	417	549	711	260
20	218	110	308	405	526	193
21	258	130	282	371	540	198
22	298	151	163	214	461	168
23	584	296	272	357	856	314
24	1,176	597	283	372	1,459	534
25	1,588	781	447	588	1,985	727
26	1,580	777	347	457	1,877	688
27	1,870	949	338	444	2,208	808
28	1,585	779	407	535	1,942	711

婦人の特性にもとづいた安全管理を！

――働く婦人のための安全運動――

婦人の産業災害については、これまで一般の注目をひくことが比較的少かつたようにおもわれます。それは、ひとつには労働基準法によつて母性をまもる見地から婦人は危険有害な業務や重量物をとり扱う業務につくことを制限せられているので、このようなところから一般に事業場において婦人は危険な場所、危険な業務についていないものと考えられており、そこで婦人の災害については男子のそれほどには問題がないと、使用者もまた婦人自らもおもいがちなところに、その理由があると思われます。けれども、婦人の災害についてのこのような関心のうすさが、婦人の災害をひきおこす大きな原因となつているものといえましょう。

そこで労働省婦人少年局では、本年二月上旬中央および地方において、婦人労働問題研究会議を開催し、婦人の産業災害の実情と、その安全対策を検討しました。これによつて明かにされた婦人の産業災害の実情およびその特性についてこれからのべてみましよう。

一、婦人の産業災害の実情

産業災害をうけている婦人の数を、労働省の調査によつてみると、昭和二七年中に二二、〇〇〇人以上の婦人が災害をうけています。このうち、二二、一〇〇人が八日以上休業し、一一人は死亡しています。

産業部門別に婦人の災害件数をみると、土木事業では三、三五六件、紡織工業では一、九〇件、化学工業では一、五九六件、製材または木製品工業では一、五八〇件、機械器具工業では一、二四九件、食料品工業では一、二八九件、運輸事業では六七一人、建設事業では六〇七件となつています。

いま、この婦人の災害を男子のと比べてみると、昭和二七年中の男子の死傷数は全男子労働者数の六%におよんでいるのに、婦人の死傷数は、全婦人労働者数の一%で男子よりずつと低くなつています。それなのに、災害中、休業八日以上を必要とするような大きな災害のしめる割合は、婦人の方がたかくなつています。

男子については、休業八日以上の災害は男子災害総数の六一%であるのに、婦人の災害総数の七一%におよんでいます。災害によつて死亡するものの割合も婦人と男子と変つていません。このように婦人が大きな災害をうける傾向があることは、婦人の産業災害のみのがせない特性であるといえましょう。

職場での婦人の災害の約六四%は、作業行動によつておこつたものです。作業行動による災害が圧倒的に多いことなど、災害の原因は男女とも大体同じような傾向をしめしていますが、男子にくらべて婦人に多い災害が相当あります。第一に、動機、研磨盤などの動力で運転する機械によつて婦人は男子より遙かに多くの災害をうけています。男子では、これらの総災害中にしめる割合は九%であるのに、婦人の災害の一八、五%におよんでいます。火災などによる災害も婦人にずつと多く、ウインチ、手押車、自転車等による災害、ついで圧縮ガスによる災害も婦人に多くみうけられます。

二、婦人産業災害の特性

以上のような婦人の産業災害の実情をさらに検討した結果、婦人の産業災害は、男子とことなつた婦人に特有な性格と問題をもつていることが明かにされました。

まず第一に、動機や研磨盤、圧縮ガスボンベ等の動力で運転する機械によつて婦人が、このように多く災害をうけているのは、婦人が機械の働きについての知識を欠いていることからおこるものです。男子と異り婦人については、機械の働きに興味や関心をもつものは殆どないといつてよいくらいで、男子の労働者にはこの常識とせられているほどの知識ももちあわせていないといわれています。多くの婦人が掃除中に機械によつて災害をうけていますが、これなども、危険な場所や機械についての知識がないためにおこるものです。

次に婦人の災害の特徴としてあげられるのは、衣服、髪かたちにもとづく災害です。婦人は作業衣や作業帽、髪かたちなどをとかく美的見地からばかり考えてとかく安全を忘れがちなことから、ひらひらするスカートの端を機械にくわれたり、まえにたらした髪を機械にひきこまれたりする例が少くありません。また、装身のためのネツカチーフや指環の類も災害をひきおこす原因となつています。

はきものにしても、とにかく、婦人は男子より、身こしらえが放重でないので、婦人の服装から来る災害は大きなもので、決して男子にはみられないものです。

また、火災など不意の事故による婦人の災害が多いのは、婦人はとつさの場合冷静な判断を欠くことが多いためとい

われています。

作業時間が長く、休息が適切にとれないとき、殊に深夜業の場合など、婦人の災害率は男子とくらべて加速度的にたかまつてくると、外国の研究家はいつています。

婦人の場合、災害をもたらすような疲労は、たんに仕事だけでなく、仕事と家事の二重負担から来ることが少くないようです。アメリカの婦人局の行つた婦人の産業災害の調査によると、子供のある婦人の方が災害をうける率がたかくなつています。

婦人が多い職場によくあることですが、安全装置の具合がわるくなつたとかその他安全の見地からみて職場に問題があるのに、それを婦人たちの間では知つていても、安全管理者その他適当な組織に相談することをためらい、そのため災害がおこるのをふせぎえないというようなことがあります。

ここに大きな問題となつているのは、中小企業に働く婦人の安全で、一般に中小企業の場合には安全についての問題が集中し、さらにそれが婦人にしわよせられてくることです。労働時間の延長―休息の不足から来る疲労のたかまり―婦人の労働の濃密化―そして、人手の不足のため、婦人に制限せられている業務までも婦人がやる。例えばベルトかけなどを、急にしかも訓練をうけないで―災害の発生というケースが少くないのです。

さて、このようにみてくると、最後に婦人の災害については、婦人に対する安全教育の不足もしくは欠除と、婦人自らの安全に対する無関心さこそが、婦人の災害をひきおこす大きな原因となつていると結論づけることができます。

三、働く婦人のための安全運動

実際、危険な場所や作業についている男子労働者については、それ相当の安全教育を心がけている使用者でもつても、婦人はそのようなところに働いていないのだからとつい安全教育をおこたることもあり、また一方、婦人の側でも、自分の持場でない事業場内の他の部分に対しての無関心さのため、危険な場所や作業についていない管の婦人が、おもわぬ災害、しかも手ひどい災害をひきおこしているのだとすれば、婦人の災害を防止するには、先ず婦人の安全について、婦人自らの、使用者・安全管理者の関心をひきおこすことが、最も大切だとおもわれます。しかも、婦人の安全のためには、以上のような婦人の災害に特有なさまざまな問題を理解し、婦人の特性にもとづいた安全管理をするようにすすめることが肝要です。そこで、この七月一日から行われる全国安全週間を機として、婦人の特性にもとづいた安全教育、安全管理を行うよう、おすすめし、また協力いたします。

事業場においては、たとえば〝働く婦人緑十字のつどい〟〝働く婦人の安全講演会〟などの行事によつて婦人の安全についての関心をうながし、そのための知識や、心がまえなどをしらせることができましよう。〝婦人の安全な服装と整容のグループ研究会〟〝婦人の作業衣コンクール〟によつて、婦人たち自らが職場での服装や整容のありかたを研究し、健康と安全の見地からすぐれた作業衣をよろこんで着用する気風をつくることができます。また〝婦人の災害防止研究会議〟をもち、使用者や安全管理者が、婦人の安全のために、作業のやりかた、作業施設・安全施設・労働時間や休憩、安全管理・安全教育等について検討を行うこともぞましいことです。婦人の産業災害の実情をしらせ、家族の協力を得るためには〝働く婦人の安全のための家族会〟〝婦人の職場の安全見学〟のこころみが有効でしよう。また、この期間中に婦人の安全委員をもうけるなど、婦人の声を安全組織に反映させるようにします。

このようなさまざまのこころみによつて、婦人の安全についての関心をうながし、婦人に多い動力で運転する機械による災害をなくすために、婦人に特に機械の働きを知らせるとか、衣服整容のありかたをしらせるとかの婦人の災害の特性に応じた安全管理が工夫され、実行される機運をもたらすことができ、これによつて不幸な婦人が一人でも少くなるようにと願つています。

小規模機業の家族労働調査

婦人少年局では昨年三月に小規模の機業における家族労働の調査を行いましたが、その結果がわかりましたので、この方面に関心を持たれる読者のために、結果のあらましをお知らせいたします。

御存知のように、働く人々の賃金、労働時間その他の労働条件については労働基準法によつて保護されております。けれども、小規模の商工業によくみられるような、事業主の家族がその事業で働いている場合の多くは、その家族は労働者というよりむしろ使用者側に立つものであり労働基準法の適用をうけません。

そこでこれらの家族労働者がどのような条件の下で働いているか、又その年齢などはどのようなものであるかということを、比較的に家族労働者が多く、又雇用労働者のなかでも女子が多いと考えられる小規模の機業について調査したものです。

先ず調査地区は、伝統的に機業地としてしられている地区のうち種々の郡合から次の十五地区を各都府県に一か所ずつになるようにえらびました。それは米沢（山形県）、石下（茨城県）、足利（栃木県）、桐生（群馬県）、秩父（埼玉県）、八王子（東京都）、半原（神奈川県）、十日町（新潟県）、福井（福井県）、谷村（山梨県）、岡崎（愛知県）、長浜（滋賀県）、西陣（京都府）、西脇（兵庫県）、鹿児島（鹿児島県）の各地区です。

そしてこれらの機業地について、その地区の全般的な概況を知るために協同組合調査、事業場の個別的な事情を知るために事業場調査、労働者の個人的事情を知るために個人別調査、それから労働時間を知るために生活時間調査と四種類の調査を併せ行いました。

すべてこれらの調査は当該地区を管轄する婦人少年室の職員が直接出向いて実施しました。調査の時期は昭和二十八年三月で主として二月分について行つたものです。この二月という月は機業にとつて一般的にいうと、特に繁忙な時期でもなく、一年のうちどちらかというと忙しい方の月であるようです。

では調査の種類に従つて結果を簡単に申し上げましょう。

(一) 協同組合調査

この調査では前記の十五地区からそれぞれ一つずつ合計十五の協同組合を選び、その資料によつて協同組合の加入事業場、労働力等の全般的事項を把握しようとしたものです。

これら機業における雇用労働者は大体事業場数は、合計すると五、六六八事業場で、そのうち織機台数十台以下の小規模事業場が七七%を占め、三十台以上は五%に過ぎません。企業形態では九〇%までが個人経営で、株式、有限、合資、合名会社を合せて一〇%です。又従業員数をみると一〇人以下の事業場が八一%で、二〇人以下が一一%、それ以上が八%という結果になります。

群馬、埼玉、神奈川、山梨、新潟、兵庫を除いた東京他八地区についてみると、労働者総数二四、五二一人（一事業場平均七・三人）のうち女子が約八三%で、有夫者は女子労働者の二割に当ります。又家族労働者は五、九九六人で二四%を占めそのうち九割は十人以下の事業場で働くものです。

埼玉を除く一四地区についてみると、二五八事業場のうち、雇用労働者だけの事業場は二〇%、家族労働者だけで営まれるものが一六%、残り六四%が家族と雇用労働者が共に働いている事業場です。そして一六%の家族労働者のみの事業場はすべて織機台数一〇台以下のものです。

機業以外にも職を持つている兼業事業主は群馬、兵庫を除く一三都府県の事業主四、四一〇人のうち四六%に当り、兼業の四分の三は農業との兼業です。又兼業事業主の九割は織機台数一〇台以下のもので、逆に一〇台以下の事業主の半数は兼業となつています。

これら機業における雇用労働者は大体その地区又は周辺の農村から充足されていますが、愛知や神奈川のように東北地方から労働者を移入している所もあります。

(二) 事業場調査

前項の協同組合の加入事業場で、なるべく家族労働者があり、従業員が一〇人以下の事業場を地区毎に一〇ずつ（東京は九）選んで、合計一四九事業場について調査したものです。

これらの事業場が事業を開始したのは昭和に入つてからが多く、七四%を占めそのうち半分は昭和二〇年以後に始めたものです。創業以前についていた職業ではやはり紡織関係とみられるものが四七%もあり、農業一九%、会社員工員一四%などが比較的多いものです。

事業の性格をみると純粋企業が六六%で最も多く、賃機二一%、下請生産九%でこれらの二つ以上を兼ねるものも若干あります。

これらの事業場の労働力構成を見ると、従業員総数一、〇二九人（一事業場平均六・九人）のうち女子は七八%を占め、雇用労働者のうち八割七分、家族労働者の五割七分は女子労働者です。

原糸は糸問屋から購入するものが最も多く八五%、問屋から買うもの三八%、製糸会社から一一%などで、その代金支払方法は八二%が徒歩で、一二%が自転車・荷車・バスによるものです。

一方、住込労働者の居室については、家族と同室のものが二一%で、家事の手伝いは五二%がすると答えています。

(四) 生活時間調査

この調査は事業場調査の対象事業場に勤務する労働者のうち家族労働者一五四人（四六・五%）、雇用労働者二四一人（三四・五%）について一週間の生活時間を所定用紙に記入してもらい、家族・雇用別に集計したものです。この結果によると、実際の作業時間は家族労働者で平均八時間九分、雇用労働者では九時間二二分で、雇用労働者の方が一時間あまり多く労働していることになります。それには家族は勘務が比較的自由であること、又事業主の妻が働くような場合家事をも併せ行つているため仕事の時間が少くなるということもありましょう。

又休憩時間についてみると家族労働者が平均二時間、雇用労働者は一時間二一分で約四〇分家族労働者の方が多く休憩している結果となります。睡眠時間は家族労働者が平均八時間十分、雇用労働者が七時間五九分で殆んど差がありません。

その年齢別構成をみますと家族労働者では二一—三〇歳が最も多く（四三・二%）、次に十八—二〇歳（二二・三%）、三一—四〇歳と四一—五〇歳（共に一〇・九%）、五一歳以上（八・八%）、一八歳未満（四・九%）の順です。雇用労働者では二一—三〇歳（三七・五%）、一八—二〇歳（二四・三%）、三一—四〇歳（一七・四%）でここまでは家族労働者と同じ順序ですが、一八歳未満（一二・二%）が次に多く、それから四一—五〇歳（六・九%）、最後が五一歳以上（一・七%）で、五一歳以上が少い点が目立つています。これらの労働者のうち家族労働者では約半数、雇用労働者では三二%が既婚者でいずれの場合も既婚者の半数強が学齢前の子供を持つています。

雇用労働者の平均家族数は、男女とも五・八人で、五人家族、六人家族、四人家族などが多くなつています。

学歴は家族労働者の方が雇用労働者より概して高く、それぞれのなかでは男子が女子よりも高い学歴を持つ人が多い。雇用労働者合計では小卒、高小卒、新中卒の順にいずれも三割台でついで旧中、新高の順です。

経験年数は家族労働者の場合、五年未満、五年から一〇年、二〇年以上、一〇年から一五年、一五年から二〇年の順で、二〇年以上の経験者は一〇%程度です。雇用労働者の場合この順序は二〇年以上の経験者が一〇年から一五年よりも少いほかは家族労働者と同じ順序です。

その年齢別構成をみますと家族労働者では二一—三〇歳が最も多く（四三・二%）、次に十八—二〇歳（二二・三%）、三一—四〇歳と四一—五〇歳（共に一〇・九%）、五一歳以上（八・八%）、一八歳未満（四・九%）の順です。雇用労働者では二一—三〇歳（三七・五%）、一八—二〇歳（二四・三%）、三一—四〇歳（一七・四%）でここまでは家族労働者と同じ順序ですが、一八歳未満（一二・二%）が次に多く、それから四一—五〇歳（六・九%）、最後が五一歳以上（一・七%）で、五一歳以上が少い点が目立つています。これらの労働者のうち家族労働者では約半数、雇用労働者では三二%が既婚者でいずれの場合も既婚者の半数強が学齢前の子供を持つています。

雇用労働者の平均家族数は、男女とも五・八人で、五人家族、六人家族、四人家族などが多くなつています。

学歴は家族労働者の方が雇用労働者より概して高く、それぞれのなかでは男子が女子よりも高い学歴を持つ人が多い。雇用労働者合計では小卒、高小卒、新中卒の順にいずれも三割台でついで旧中、新高の順です。

経験年数は家族労働者の場合、五年未満、五年から一〇年、二〇年以上、一〇年から一五年、一五年から二〇年の順で、二〇年以上の経験者は一〇%程度です。雇用労働者の場合この順序は二〇年以上の経験者が一〇年から一五年よりも少いほかは家族労働者と同じ順序です。

一方で事業場により、又同一事業場でも人により差がありますが、大体盆と正月に反物一反程度ずつが普通のようです。

通勤者について所要時間をみると、三五四人のうち八割強が三〇分未満で、そのうち半数近くは一〇分以内です。通勤方法は八二%が徒歩で、一二%が自転車・電車・バスによるものです。

一方、住込労働者の居室については、家族と同室のものが二一%で、家事の手伝いは五二%がすると答えています。

(四) 生活時間調査

この調査は事業場調査の対象事業場に勤務する労働者のうち家族労働者一五四人（四六・五%）、雇用労働者二四一人（三四・五%）について一週間の生活時間を所定用紙に記入してもらい、家族・雇用別に集計したものです。この結果によると、実際の作業時間は家族労働者で平均八時間九分、雇用労働者では九時間二二分で、雇用労働者の方が一時間あまり多く労働していることになります。それには家族は勘務が比較的自由であること、又事業主の妻が働くような場合家事をも併せ行つているため仕事の時間が少くなるということもありましょう。

又休憩時間についてみると家族労働者が平均二時間、雇用労働者は一時間二一分で約四〇分家族労働者の方が多く休憩している結果となります。睡眠時間は家族労働者が平均八時間十分、雇用労働者が七時間五九分で殆んど差がありません。

最近の売春問題に関する動き

売春等処罰法案が国会に提出されたのは、今回が三回目である。一回目は昭和二十三年六月、第二国会へ政府提案として法務府から出され、七月同国会閉会のため審議未了となり、二回目は二十八年三月三日、第十五国会に参議院の伊藤修、宮城タマヨ氏等五議員による議員立法として提出され、同月十四日国会解散のため、流案となつている。以来十六、十七、十八国会には提出されなかつたが、去る二十九年五月十日、第十九国会に衆議院婦人議員ら十一名により三度同名の法案が出されたわけである。

そこでここに今回の法案が提出されるに至るまでの最近の売春問題に関する動きについて概略をのべることとする。

第十五国会以来売春問題は研究課題として改めて参議院においてとりあげられ、第十六国会の参議院法務委員会は、とくに売春対策小委員会を設け、小野義夫、宮城タマヨ、赤松常子氏ら八名を委員に依嘱し、調査研究に当らせ、小委員会は頻繁に開かれたが、その過程において、関係政府機関に対し、売春問題に関係ある政府の施策についての質問が行われ、併せて「関係行政機関は連絡を密にし、売春対策を綜合的に研究するよう」との要請が出された。

ここにおいて関係官庁は、この小委員会の希望にそうよう協議した結果、売春問題対策懇談会を持つこととし、二十八年九月一日、その第一回会合が、労働省婦人少年局において開かれた。参加機関は、法務省刑事局刑事課、同人権擁護局、厚生省社会局生活課、公衆衛生局防疫課、児童局養護課、文部省社会教育局社会教育課、労働省婦人少年局婦人課、国家地方警察本部刑事部防犯課等で、以来十数回の懇談を重ね、取締、転落事前防止、売春婦の更生保護の各角度からの検討がなされていた。一方、犬養前法相は、二十八年十月十四日、参議院売春対策小委員会において「都道府県条例等既存の法令だけでは売春取締りが困難であり、強力な取締法規が必要なので、世論にも鑑み、次期通常国会（第十九国会）を目ざして政府法案として提案する準備をすすめたいと思う。そのために、内閣に委員会を作り、積極的な対策を考えたい」と意見をのべた。この犬養声明は、国会の内外に大きな反響をよび、世論の支持もあり、関係官庁はこの線にそつて準備をすすめることとなつた結果、同年十二月十八日、「売春問題対策協議会を内閣に設置する」ことが閣議了解となり、関係官庁の次官、長官ら七名と、民間有識者八名、計十五名からなる協議会が、二十九年二月六日首相官邸において第一回総会を開き発足した。（後記 附1．売春問題対策協議会に関する事項参照）

この協議会は、二月以来五月上旬にかけて九回にわたり非公開で開催された結果、だいたい次のような基本方針に意見の一致をみたので、次の段階として法案作成のための小委員会がつくられ、五月二十一日、第一回会合が開かれた。

註、協議会において決められた基本方針（このことに関しては、去る五月二十二日の衆議院法務委員会席上で、議員の質問に対し、同協議会事務局から答弁があつた）。

1. 売春婦については、刑罰と保安処分の二本建でのぞむ。刑罰は不定期刑とし、前科を附さない。
2. 売春業者（娼家管理者、経営者等）には刑罰を科す。ポン引、周旋人等も独立罪として刑罰を科す。
3. 赤線区域を黙認してきた従来の次官通牒は、その後勅令九号により死文化しており、さらに右のような積極的処罰の方針を定明することにより、当然無効となる。

このように売春問題対策協議会は、相当深く、広く、売春問題を検討し、理論と実情とを照合しつつ、綜合対策案を立てるために努力をしてきたが、問題の複雑性のため予想以上に手間どり、前記犬養前法相が「提出すべく努力する」と答弁した「次期通常国会（第十九国会）」には間に合わなくなつた。

他方、この間における衆参両院の婦人議員団及び民間婦人団体等二十三団体の組織する売春禁止法制定促進委員会の動きは目ざましく、前者は二十八年十一月八日、第一回の衆参婦人議員懇談会で売春禁止法に関する件をとりあげ、犬養前法相の答弁をよりどころとし、本法の政府提案を促進することを申合わせて以来数回にわたり懇談会を開いており、後者は昭和二十七年十二月三日既に発足していたものであるが、この期に当り、さらに促進運動は活発化し、本年二月八日、全国各県から代表をまねき、売春禁止期成全国婦人大会を東京虎の門共済会館で開き、「昭和二十一年十一月十四日附の次官会議決定（赤線区域の黙認）の即時撤回。売春問題対策協議会をして速かに立法化に協力させること。同上立法化の際は、売春関係業者に対し罰金及び体刑を併用する重罰を科すること、転落防止に関すること、売春婦の更生保護に関すること等をもり込むこと。」を決議し、さらに今後の促進運動方針として全国各地に支部を結成し中央と連絡をとりつつ、各地域における世論の喚起、啓蒙等の実践活動にはいる等を申合わせ、その後今日までに既に支部結成をみたものも数県ある。このようにして両者とも内閣における協議会の動きを監視すると同時に、側面から声援を送つていた。

又、これらの動きに対し、全国の業者組織——主として全国性病予防自治会（赤線区域の業者の組織）——の動きも活溌となり、内閣に売春問題対策協議会の設置が決定するや否や本年早々、同自治会本部は「売春取締法案対策綱領」を作成して各都道府県連合会を通じ、全国の会員に指示し、ついで二月二十六、七、八の三日間、東京日比谷の松本楼において全国常任理事会を開き、売春取締法（仮称）政府提案の前提である売春問題対策協議会の動きへの対策を協議しており、「業界の運命を左右する非常時であり、天目山である」と非常な緊張を示し、「いよいよ緊迫した時局に対し、全機能を動員して〝法案関係速報〟を発行し刻々重要ニュースを伝える」ことをきめるなど、売春問題対策協議会への関心は各関係方面から強くむけられ、売春取締法案をめぐつて国会の内外の空気は、非常に緊迫したものとなつていた。

ところが前にも述べたように、現十九国会にどうしても政府提案が間に合いそうもなくなつたので、ここに衆議院婦人議員団（厚生政務次官在職の中山マサ氏を除く八名）は、猪俣浩三、井伊誠一、高橋禎一氏ら三名の男子議員と共同で、議員立法として、改めて研究された売春等処罰法案を五月十日、十九国会に提出するに至つた。

この法案及び第二、第十五国会提案のものについての比較は、後記附2を参照されたいが、とくに昨年三月提案の十五国会のそれと異る点は、第八条の「情を知つて売春施設の経営に要する資金、建物その他財産上の利益を供与した者をも罰する」ことをつけ加えたこと、附則の公布より施行までの期間を前回よりずつと縮めて三か月としたことである。

本法案は国会提出後五月三十一日現在、衆議院法務委員会において審査中であるが、第十九国会の会期も三度延期され、閉会がせまつているので、前二回の審議未了として廃案となつたわだちをふまぬより休会中及び次期国会にも継続審査されるように提案者たちが努力、法務委員会理事会においてそのように決定した筈である。

この動きとは別にした結果、政府から研究を依嘱されている内閣の売春問題対策協議会は、前にものべた通りその目的である綜合対策立案に向つて、従来通り協議をつづけている。

「売春は悪である」ことについては、万人の認めるところでありながら、これをなくすることの困難さが、人々の間に意見の相違をうみ出させている。

けれども、人道上、風教上、公衆衛生上重大な社会問題、人権問題を形成している売春の現状に対し、もはや、一時も放置することは出来ない段階に来ている。衆院婦人議員の提出した売春等処罰法案は、この問題について一層活溌な議論をおこさせ、賛否両論が真剣にたたかわされはじめた。この問題は少くとも近い将来に、何らかの解決法を出すことになるだろう。

【附】

1. 売春問題対策協議会に関する事項

（イ） 売春問題対策協議会について
（二八年一二月一八日閣議了解）

売春問題が、黙過し難い現状にあるのに鑑みて、政府は、売春問題対策協議会を設置し、売春行為等の防止及びその取締、並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他綜合的根本対策を協議するものとする。

（ロ） 売春問題対策協議会設置要綱
（二九年一月一三日閣議了解）

一、売春問題対策協議会（以下「協議会」という。）を内閣に設け、その庶務は、法務省において処理する。

二、協議会は、法令に基く機関ではなく、閣議了解に基く事実上の協議機関とする。

三、協議会は、売春行為等の防止及びその取締並びに売春婦の更生保護等売春に関する諸般の問題を検討し、これに関する立法その他綜合的根本対策を協議する。

四、協議会は、売春問題に関し、内閣総理大臣その他関係行政各機関に対し、意見を述べることができる。

五、協議会の委員は、一五名以内（有識者八名以内、関係行政機関の職員七名以内）とし、内閣総理大臣において委嘱する。

六、協議会に会長及び副会長各一名を置き、委員の互選によつて、これを定める。

七、協議会に幹事若干名をおく。

（ハ） 協議会構成員氏名

（委員）

有識者

婦風会副会頭	久布白オチミ
東大名誉教授	高橋　明
新聞協会事務局長	津田正夫
作　家	平林たい子
弁護士	正木　亮
評論家	村岡花子
弁護士	山崎　佐
全国地域婦人団体協議会理事長	山高しげり

行政機関職員

内閣官房副長官	江口見登留
法務事務次官	清原邦一
文部〃	田中義男
厚生〃	木村忠二郎
労働〃	斉藤邦吉
国家地方警察本部長官	斎藤　昇
警視総監（自警連代表）	田中栄一

（幹事）

内閣総理大臣官房審議室参事官		佐藤　薫
法務省	刑事局長	井本台吉
	人権擁護局長	戸田正直
	総務課長	岡嵜　格
文部省	社会教育局長	寺中作雄
厚生省	公衆衛生局長	山口正義
	社会局長	安田　巌
	児童局長	大宰博邦
労働省	婦人少年局長	藤田たき
国家地方警察本部刑事部長		中川董治
警視庁	防犯部長	養老絢雄

2. 第十九国会衆議院提出案、第十五国会参議院提出案及び第二国会政府提出案対照表（女中大学は相違点を示す）

第十九国会衆議院提出案	第十五国会参議院提出案	第二国会政府提出案
（目的） 第一条　この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人権を擁護し、もつて健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。	（目的） 第一条　この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人権を擁護し、もつてこれに健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。	
（定義） 第二条　この法律で「売春」とは婦女が対償をうける目的で不特定の相手方と性交することをいう。	（定義） 第二条　この法律で「売春」とは婦女が対償をうけ又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。	
（売春等） 第三条　売春した者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 2　常習として売春した者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。	（売春等） 第三条　売春した者又はその相手方となつた者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 2　常習として売春した者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。	
（売春の周せん等） 第四条　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 一、売春の周せんをした者 二、売春の周せんをする目的で人に売春の相手方となることを勧誘した者 2　売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。 3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。	（売春の周せん等） 第四条　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 一、売春の周せんをした者 二、売春の周せんをする目的で人に売春の相手方となることを勧誘した者 2　売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。 3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。	（売春の周せん等） 第四条　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 一、売春の周せんをした者 二、売春の周せんをする目的で人に売春の相手方となることを勧誘した者 2　売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。 3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
（売春をさせる行為） 第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる行為） 第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務雇用その他の特殊な関係による影響力を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる行為） 第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務雇用その他の特殊な関係による影響力を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
（売春の勧誘） 第六条　売春をする目的で人を売春の場所に引き入れ、売春をさせる目的で人を自己の支配下に置き、又は売春をさせる目的で人を売春の場所に引き入れ、若しくは売春をさせる目的で人を自己の支配下に置いた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春の勧誘） 第六条　売春をする目的で人を売春の場所に引き入れ、売春をさせる目的で人を自己の支配下に置き、又は売春をさせる目的で人を売春の場所に引き入れ、若しくは売春をさせる目的で人を自己の支配下に置いた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春の勧誘） 第六条　売春をする目的で人を売春の場所に引き入れ、売春をさせる目的で人を自己の支配下に置き、又は売春をさせる目的で人を売春の場所に引き入れ、若しくは売春をさせる目的で人を自己の支配下に置いた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
（売春をさせる契約） 第七条　婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる契約） 第七条　婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる契約） 第七条　婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
（売春の報酬の収受等） 第八条　他人の売春の報酬の全部又は一部を収受した者が、その他人の売春をさせた者又はこれを要求し、若しくは約束した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 2　前項の関係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を収受した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 第六条　第二項前項の未遂罪は、これを罰する。	（売春の報酬の収受等） 第八条　他人の売春の報酬の全部又は一部を収受した者が、その他人の売春をさせた者又はこれを要求し、若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 2　前項の関係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を収受した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 第六条　第二項前項の未遂罪は、これを罰する。	（売春の報酬の収受等） 第八条　他人の売春の報酬の全部又は一部を収受した者が、その他人の売春をさせた者又はこれを要求し、若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 2　前項の関係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を収受した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 第六条　第二項前項の未遂罪は、これを罰する。
（売春をさせる行為） 第四条　人を欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 第五条　親族、業務雇傭その他特殊の関係による影響力を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる行為） 第四条　人を欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 第五条　親族、業務雇傭その他特殊の関係による影響力を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。	（売春をさせる行為） 第四条　人を欺き、又は困惑させて売春をさせた者は、これを二年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 第五条　親族、業務雇傭その他特殊の関係による影響力を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
（売春の業につかせる契約） 第九条　婦女を売春の業につかせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 （前貸等） 第七条　売春をさせる目的で又は売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。	（売春の業につかせる契約） 第九条　婦女を売春の業につかせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 （前貸等） 第七条　売春をさせる目的で又は売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。	（売春の業につかせる契約） 第九条　婦女を売春の業につかせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 （前貸等） 第七条　売春をさせる目的で又は売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
（売春施設の経営等） 第十条　売春をさせる婦女の行う売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。	（売春施設の経営等） 第十条　売春をさせる婦女の行う売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。	（売春施設の経営等） 第十条　売春をさせる婦女の行う売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。
第八条　しよう、家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。	第八条　しよう、家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。	第八条　しよう、家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
第九条　第二条、第三条、第五条第二項又は第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。	第九条　第二条、第三条、第五条第二項又は第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。	第九条　第二条、第三条、第五条第二項又は第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
（両罰） 第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 （併科） 第十二条　第三条第二項又は第四条から第十条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。	（両罰） 第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 （併科） 第十二条　第三条第二項又は第四条から第十条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。	（両罰） 第十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 （併科） 第十二条　第三条第二項又は第四条から第十条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。
附則 1　この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。 2　婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律施行後も、なお効力を有する。	附則 1　この法律は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第三条から第五条まで及び第十一条及び第十二条の規定並びに第十一条及び第十二条の規定に関する部分は、昭和三十年一月一日から施行する。 2　婦女に売淫をさせた者等の処刑に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、これを廃止する。但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。	附則 1　この法律は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第三条から第五条まで及び第十一条及び第十二条の規定並びに第十一条及び第十二条の規定に関する部分は、昭和三十年一月一日から施行する。 2　婦女に売淫をさせた者等の処刑に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、これを廃止する。但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

（売春の報酬の収受等）
第八条　他人の売春の報酬の全部又は一部を収受した者が、その他人の売春をさせた者又はこれを要求し、若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2　前項の関係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を収受した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
第六条　第二項前項の未遂罪は、これを罰する。

（売春をさせる契約）
第六条　婦女に売春をさせることを内容とする契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春施設の経営又は管理）
第七条　営利の目的で、売春を行う場所を供与することを主たる目的とする施設を経営した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
2　常習として第一項又は前項の施設を管理した者の罰も、また前項と同様とする。

（資金等の供与）
第八条　情を知つて、前条の施設の経営に要する資金、建物その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（両罰）
第九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
（併科）
第十条　第三条第二項又は第四条から第八条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附則
1　この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。
2　婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお効力を有する。
3　第一項の罪を犯した者が当該売春の対償の全部若しくは一部を取受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第一項の未遂罪は、罰する。

（売春をさせる行為）
第五条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春の勧誘）
第四条　売春をする目的で人を売春の場所に引き入れ、売春をさせる目的で人を自己の支配下に置き、又は売春をさせる目的で人を売春の場所に引き入れ、若しくは売春をさせる目的で人を自己の支配下に置いた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春の周せん等）
第三条　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
一、売春の周せんをした者
二、売春の周せんをする目的で人に売春の相手方となることを勧誘した者
2　売春を行う場所を供与した者の罰も、また前項と同様とする。
3　常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる行為）
第二条　婦女を欺き、若しくは困惑させて、又は親族、業務雇用その他の特殊な関係を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春等）
第一条　この法律で「売春」とは、婦女が対償をうけ又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。
2　常習として売春をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（目的）
第一条　この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人権を擁護し、もつてこれに健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

労働基準法中女子に関連ある条文違反について

最近の労働基準法の違反件数のうち、女子に関連ある条文の違反件数及び違反事例について述べましょう。

労働省労働基準局調によると女子に関連のある条文の違反は、昭和二八年では二万七千件となっています。

これを条文別にみると、前年と同様、第六一条（女子の労働時間及び休日）違反が最も多く、表一のとおり、一月～一二月間に二二、八八二件で女子に関連ある条文違反件数中八三%を占めています。この他、第六二条（深夜業）は三、七八一件（男子の年少者関係を含む）、第六三条（危険有害業務の就業制限）は六六四件、（男子の年少者関係を含む）、第六四条（坑内労働の禁止）は一四八件、第四条（男女同一賃金）は一一〇件、第六七条（生理休暇）は九一件となっています。

女子に関連ある条文違反件数を前年と比較すると、昭和二七年が前年より一、二〇〇件減少しているのに対して、昭和二八年は前年より七、九〇〇件増加しており、中でも、第六一条、第六二条の違反が著しくなっています。（昭和二七年では第六一条、第六二条は各々、前年より減少）

昭和二八年における労働基準法違反総件数は六三万八千件でこのうち女子に関連ある条文違反件数の割合は四・三%となっています。

又これを昭和二六年～二八年の推移でみると表二のとおりです。昭和二七年は女子に関連する条文違反件数は前述のように前年より減少しているにもかかわらず、昭和二七年の総件数に対する割合は前年よりふえており、昭和二六年の二・七%から二七年では三・四%、二八年では四・三%となって最近では逐年増加の傾向がみられます。

次に違反事例をあげると表三のとおりです。

表 1 労働基準法中女子に関連ある条文違反件数（昭和 26 年合計～28 年合計）

条文別		昭和26年件数	昭和27年件数	昭和28年件数
計		20,979	19,728	27,727
第 4 条	男女同一賃金	130	95	110
第 61 条	女子の労働時間及び休日	16,686	15,805	22,882
第 62 条	深夜業の禁止	2,849	2,799	3,781
第 63 条	危険有害業務の就業制限	997	759	664
第 64 条	坑内労働の禁止	89	132	148
第 65 条	産前産後の休業	31	29	28
第 66 条	育児時間	11	18	10
第 67 条	生理休暇	161	81	91
第 68 条	帰郷旅費	25	15	18

註 第 62～第 64 条並びに第 68 条には男子の年少労働者関係を含む。（労働省労働基準局調）

表 2 労働基準法違反総件数に対する労働基準法中女子に関連ある条文違反件数[1]の割合（昭和 26 年～28 年）

	昭和26年	昭和27年	昭和28年
労働基準法違反総件数	780,721	576,468	638,471
労働基準法中女子に関連ある条文違反件数	20,979	19,728	27,727
労働基準法違反総件数に対する女子に関連ある条文違反件数の割合	2.7 %	3.4 %	4.3 %

註 1) 表一参照のこと （労働省労働基準局調）

表 3 労働基準法中女子に関連ある条文違反事例（昭和二八年）

県別	違反条文	事件の内容	措置
愛知	61	被疑者○○某は、幡豆郡西尾町大字鶴城字永吉一一○において、労働者一九名を使用し、絹織物製造業を営むものであるが、書面協定届なく満一八歳以上の女子労働者○○某外九名に対し、昭和二八年四月二五日より五月二〇日に至る間、一日八時間を超えて、計二九二時間二〇分の超過労働をさせた。	六月八日名古屋地検岡崎支部に送致
岐阜	62	○○絹糸紡績会社××工場に勤務する○○某、○○某、○○某の三名は同工場精紡科係長として、業務を運営する直接責任者であるが、二八年三月一〇日満一八未満の年少者一六八人に対し、各人三〇分宛の時間外労働をさせ、又女子労働者及び一八未満の労働者二四二名に対し、深夜業に使用したものである。なお同工場はさきに各番対抗の生産競走を行い、女子、年少者を深夜に就業せしめて監督署より厳重戒告をうけたが、その後二カ月足らずで再び違反を犯したものである。	四月三〇日岐阜地検に送致
愛媛	63	松山市萱町三丁目○○組○○工場長○○某は、二八年一月二五日、同工場女子雑役工○○某を法定の除外事由なく、木工用手押鉋の業務に就かせたところ、就業当日、○○某は右示指尖端部切断創をうけた。これは被疑者が女子の危険な就業を禁止させるのが当然の措置であるに拘らず女子を危険な業務に就業せしめたためである。	二月一〇日松山地検に送致
福島	64	○○鉱山（福島県相馬郡金房村羽倉）新線主○○某、現場監督○○某は、女子選炭夫○○某を二七年一一月二六日より四日間「坑内排水作業」に、また、○○某を一二月七日より三日間、○○某を一〇月一五日にそれぞれ「溝の掘下げ作業」に従事せしめたものである。	一月一二日相馬地検に送致

婦人少年室協助員追加氏名（二九、三、一付発令者）

北海道（六） 三原武彦 樋口タケ 藤野常子 大石多嘉恵 小泉徳太郎 土井勝三郎
岩手（一） 伊藤博美
宮城（一） 高橋軍治
秋田（八） 菊地ミツエ 三浦源之助 横山孝子 佐々木利枝 奈良幸恵 松野慶 才田正庸 須田浩
山形（八） 本田健輔 大沼こう 森武 留場二二 小嶋ちよ 佐藤郁子 田中いく代 小山田信
福島（二） 野々山安子 大竹爽八
栃木（五） 大和田正代 阿久津愛喜 荒井ウラ 小倉二葉 佐藤リウ
群馬（一） 今井さし
埼玉（九） 横田静 一色梅子 堀内八重野 大友よふ 金子淳美 須藤逸雄 福島恵美子 繁田清助 横田津満
千葉（七） 岡田在輔 金子真理子 古川広 吉田十郎 石渡弐郎 竹之内天留 多田佐多子
神奈川（一） 千葉キク子
山梨（一） 曽根弥太郎
岐阜（二） 横山さく江 佐光金美子
静岡（三） 安部竜識 石井真琴 森井志づ
愛知（四） 柳田はな子 森政明 坂田義子 手島喜久
三重（一） 島田みゑ
滋賀（一） 畠中尚治
京都（一） 大塚達雄
兵庫（八） 美濃部武夫 杉本朝実 桜井秀雄 竹西忠治郎 八幡喜代松 内藤克己 河合慎吾 豊島戒禅
奈良（二） 中原芳信
和歌山（一） 中西キク
岡山（二） 岸八重 永瀬良女
広島（三） 佐藤富士子 柏村松枝
山口（五） 城千枝 河野花子 姫路貞香 野村好輔 溝部シズコ
愛媛（三） 近藤美佐子 寄能美枝 藤井アヤメ
福岡（二） 有田久吉 一ノ瀬秀雄
長崎（二） 谷口近市 木山トキ
熊本（三） 中村美恵 犬童トシ 武藤末増
大分（三） 飯田敏子 安部富士子 神品安久
鹿児島（四） 神田メツ 椨口初枝 蘇登志恵 樺島夏枝
計 九八名

思いて

（私の髪）
二年半前の写真を見ると
私には真黒なふさふさとした
豊かな髪の毛があった
あのころを思い出すと
涙があふれてくる
外に出るたびごとに子供や大人達が
私の可愛い頭を四方から眺める
けれど私は
悲しさくやしさをじっとこらえている

（この手）
この手は幼いとき母の乳房を
さがした手
今は幼いときのように
白いやわらかい手でなく
金具で作られた義手になった
でも
私はこの手の中に
真実と将来の希望を
しっかりと握っている

―女子傷病者の手記より―

女子の就職者数と完全失業者数（1954 年 1 月）

産業別		女子	男子	男女計中に占める女子割合	女子雇用者の産業別構成率	女子の前年同月との差
総数		千人 14,000	千人 22,680	% 38.2		千人 −170
就業者	自営業者	2,130	7,660	21.8		−120
	家族従業者	7,620	3,680	67.4		+60
	雇用者	4,080	11,070	26.9	100 %	−70
	農林業	100	440	18.2	2.5	0
	漁業及び水産養殖業	20*	190	9.6	0.5	0*
	鉱業	70*	470	13.0	1.7	+10*
	建設業	220	1,090	16.8	5.4	+50
	製造業	1,580	3,570	30.7	38.7	−80
	卸売，小売，金融，保険，不動産業	790	1,540	34.1	19.4	−10
	運輸，通信その他の公益事業	220	1,540	12.6	5.4	+10
	サービス業	900	1,250	41.9	22.1	−80
	公務	180	990	15.4	4.4	−10
完全失業者		160	270	37.2		+60

〔註〕 1) * 印の数字は特に誤差率が大きいから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 ―総理府統計局労働力調査―

一人一か月平均現金給与総額（1954 年 2 月）

産業別	女子	男子	男子に対する女子の割合
総数	円 8,154	円 17,986	% 45.2
鉱業	6,875	14,154	48.6
製造業	7,442	18,227	40.8
卸売及び小売業	8,932	19,761	45.2
金融及び保険業	11,124	23,088	48.4
運輸通信及びその他の公益事業	10,762	17,988	59.9
建設業	6,200	12,961	47.9

―労働省労働統計局調査部調―

女子の職場確保の要請

—私鉄総連経営者協会へ申入れ—

私鉄総連本部では、去る三月十八日私鉄経営者協会に対し、「女子の職場確保」に関して、左記の様な要請を行うと共に、婦人労働者の諸権利を守る活動を更に強化するため、各地連、組合においても、この趣旨に基き、各社の経営者に対して申入れを行う様指示しました。

女子の職場確保についての要請書

首題の件について、雇用条件、仕事の性質等すべての労働者に対して、同一賃金を支払うべきであると国内法で宣言されているが、ごく僅かの例外を除いて、この原則の適用範囲が現在の私鉄企業では配置転換とか、雇用条件等でほとんどの女子の職場が縮少されつつある。

男女が全く同一な仕事、又は比較できる様な仕事をしている場合でも、給与に差がつけられている場合が時々ある。

この様な特殊な条件等を充分考慮して、私鉄企業の職場でとくに婦人の特殊性について充分なる理解をして頂き、現在の職種並に退職後の補充など研究され職場縮少にならないよう配慮され、特に善処されることを強く要請致します。

記

一、同一賃金、同一労働の原則を確認して雇用条件、昇進、給与等如何なる労働条件についても差別的取扱いのないこと

二、私鉄企業で現在女子が働いている職種

百貨店員、バス企業の車掌、事務系統、タイピスト、旅客観光の案内係、給仕、看護婦、改札掛、駅務掛、放送関係、劇場等の案内、捲線作業、雑用婦、保健婦、清掃係、市内軌道ガソリンカーの車掌、補導係、宿舎寮、物資係、エレベーター

—以上—

全銀連 第九回全国青婦人代表者会議

昭和二十九年三月五日、六日の両日にわたって、東京全銀連会館において、二〇八名（五一単産）が参加して開催されました。

第一日は経過報告と各支部の報告があって、当面の課題などが述べられ、午後は分科会（賃金、組織情宣、文化教育、婦人問題）にわかれて、質疑応答、自由討論が行われました。第二日は午前中、分科会の報告があり、午後は左記討議資料を中心に討議し、確認事項と申合事項を決めました。

討議資料は(一)、われわれ青婦人はいまどんな状態におかれているか、(二)、このような状勢で賃金闘争と労働強化反対闘争はどんな意味をもっているか、(三)、われわれ青婦人は当面どのように闘いをすすめるか。

全逓従 第三回全国婦人部代表者会議

三月十一日、十二日に東京郵政局講堂において開催されました。まずスローガンの最低賃金法の制定を急げ、婦人の組織を強化し、働く職場を確保しましょう、など六項目を決め、つぎに本年度の活動方針として、組織の確立、強化について、闘争目標と闘い方、共同闘争について、教育文化活動の強化、家族組合の育成について、中央本部婦人対策部中執推薦について、その他をとりあげ、その具体的なすすめ方を協議決定しました。

全電通 第六回婦人代表者会議

四月十八日、十九日、二十日の三日間にわたり群馬県草津温泉において開かれました。経過報告について、一九五四年度婦人対策部活動方針について、闘う目標と具体的な活動のすすめ方を協議決定しました。その内容は、組織の確立と強化のために、母体保護のために（母体保護運動月間を四月と十一月設定する）。平和を守るために、その他申合せ事項などでありました。

海外ニュース—英国— 〝婦人はよい組合員でしょうか〟

と問えば必ず「よい組合員とは何ぞや？」「では男子は如何？」といったようなソクラテス流の反問がなされるに違いありません。ともあれ婦人が最早ニュース的存在でなくなった時に、初めて真の婦人解放はなしとげられるのだということができましょう。

ではこの問題を少し考えてみましょう。

(一) よい組合員は自分自身のことを考えると同時に、人をも助けるために組合に入ります。

(二) よい組合員は「我々は手をつなぎ合って立っている。ばらばらになれば倒れてしまう。」ということをよく知っていて、仲間と組合とに忠誠です。

(三) よい組合員は不平を云わず、きちんきちんと組合費を納めます。

(四) よい組合員は組合の会合に出席して、組合の問題に積極的に協力します。

(五) よい組合員は新しい組合員を獲得するために努力します。

(六) よい組合員は「正当な一日の賃金に対して正当な一日の仕事」を遂行します。

けれども、男にしろ女にしろ、これらすべての条件にかなうのはごく例外的な人々です。

一般に婦人は男子よりも組合に組織しにくいと云われますが、少くともその理由の一部は、考え深い婦人は、自分自身に満足の行くところまで遂行できそうもないと思う責任を引受けたがらないためと思われます。なべて婦人は良心的な動物なのです。

（英国労働組合誌一九五三年一〇月号より）

◇五月の婦人界の動き◇

一日 ○一日～九日にわたり、マニラ、リサール競技場においてアジア十八か国参加のもとにアジア競技大会が開催され、日本の女子選手は大いに活躍し、九種目中七種目に入賞した。

○東京文化学園保健体育担当の講師が、「生徒の整列がまずく、おしゃべりが多すぎる」とて中等部三年B組の女生徒に対し、正座を命じ一時間近くたっても止めの号令をかけず話題となった。

二日～四日 第九回全国民生委員児童委員大会が富山市公会堂で全国社会福祉協議会連合会等の主催により民生委員約二、〇〇〇名が集って行われた。今回は民生委員法改正後の改選により選出された委員の最初の全国的会合であった。

四日 〝白い羽根〟募金のため女子学習院同窓会〝常磐会〟のメンバーとして秩父、高松宮両妃殿下が伏見朝子、季方子氏ら六名と共に街頭にたたれた。

五日 ○明治神宮崇敬婦人会（会長鷹司綏子）が同宮西参道側入口前に工事中の米軍独身者兵舎建設に対し、神宮の神聖が乱されると反対の署名運動を行った。

六日 ジョセフィンベーカー女史は養子にしたエリザベスサンダースホームの園児二児を伴い帰仏した。

七日 ○造船疑獄事件に関係して話題となった赤坂の芸者秀駒が作家菊田一夫氏を訪れ、「今までの種々の噂についてはでたらめが多く、ある旦那から数百万円もらったという話があるが私は月一万円の母への仕送りを続けてもらったのみ、着物も今回の廃業に際しては置屋の女将から洗ざらしたようなのを三枚もらっただけである。芸者衆には芸者なりの立派な生活があると思うが、自分はその生活が厭になった」と芸者廃業の決意を語った。

○自由党憲法調査会は今後の方針を協議した結果五分科会のわりふりをきめ憲法二十四条（両性の本質的平等の規定）については第四分科会国民の権利義務で検討されることになった。

○お茶の水女子大で開かれた日本教育学大会において、周郷博、吉田昇、関野璽三、平井信義諸氏の共同研究「女子の社会的地位の変化にともなう教育上の問題点」の一部発表が行われた。

○第九回売春問題対策協議会が法務省会議室で行われ、一応対策基本方針が決ったので、次段階として立法のための小委員会を作った。

九日 ○「母の日」にちなみ母をたたえる多彩な行事が各地でくりひろげられた。東京では日比谷公会堂で東京都「母の日」協議会主催の〝母の日大会〟が行われ、終会後母の代表八百名が皇居を訪れ、皇后陛下に花束をさしあげた。

○九日、十日の二日間にわたり、全青婦協議会、総評青年部等のよびかけによる日本青年婦人大会が東京で開かれ、学生、労組、宗教団体、農村等の青年が二千人以上参加して水爆反対などの決議をし、出身地の町村でその運動をひろげることにした。

十日 ○「売春等処罰法案」が議員立法で国会に提出された。提案者は大石ヨシエ、神近市子、堤ツルヨ、戸叶里子、荻元たけ子、福田昌子、山下春江、山口シヅエ、猪俣浩三、伊井誠一、高橋禎一の十一議員で今度の法案のねらいは自由意志による売春も罰し、売春は社会悪だという観念を徹底させるにあり、又業者に対する罰則は今までに提出されたものよりきびしくなっている。本法案は十三日に法務委員会附託となり、十九日の法務委員会で堤ツルヨ議員から提案説明が行われてから二十二、二十四、二十六、二十七、二十八、三十一日の法務委員会において検討された。

○赤十字社百周年記念を迎えて、看護協会では、ナイチンゲールの誕生日に当る十二日、東京神田共立講堂で記念会合を催した。又日赤名誉総裁である皇后陛下は今日までのナイチンゲール章受賞者二十八名中生存者十六名を招き懇談された。

十五日 十五、十六の両日にわたり、婦人民主クラブ第九回大会が衆議員第三議員会館で開かれた。出席した代議員、中央委員は、生活部会、教育文化部会、職場部会、農村部会の四つの分科会に分れて、それぞれの問題について話し合い、そのあと全体討議を行った結果、平和憲法擁護再軍備反対、原水爆全面禁止要求を始め農山村婦人の解放など九項目を大会決議とした。

十六日 日本婦人平和協会総会が日本女子大学において開かれた。

十七日 第八回全国児童福祉大会が十七、八、九の三日間仙台市公会堂で開かれ、全国の児童相談所・保育所・養護施設などの関係者千五百人が集り、六つの部会にわかれて研究発表、討論をかさね、社会保障費増額要求などの決議を行った。

二十日 ハイアライ法案が〝結核およびらい患者福祉事業振興会法案〟と名をかえ、稚熊三郎・福田繁芳・中島茂喜・長谷川四郎の四代議士から再び衆議院に提出された。

○二十日～二十二日、文部省、全国公民館連絡協議会主催、全日本社会教育連合会後援で第三回全国公民館大会が富山市中央公民館で開かれ、公民館施設、定期講座、青年学級、図書室の充実策等種々討議された。

二十一日 売春対策協議会の法案作成のための第一回小委員会が法務省会議室で開かれた。

★学生のための厚生病院

全国に今大学生は約五十三万おり、東京だけでも約二十万いるが、学生には勤労者のような健康保険がないので、多くのアルバイト学生の中には健康をこわしている者も多い。そこで学生のための厚生病院（仮称）を作ろうと「母と学生の会」（会長久布白落実氏）が提唱、その準備会が六月五日参議員会館で開かれた。まず東京、次に京都に建設する予定で、関係官庁、宗教団体、学生援護団体に呼びかけて募金を行うことになつた。（六・六・朝日新聞）

★アルバイト学生の求人減る

中小企業が不振のため、アルバイト学生の求人は減る一方で逆に求職申込みは急増し、夏のアルバイトシーズンを前に学生援護会では暗い表情である。同会学生相談所のあつせんをみると、六月に入つてから一日平均求人数は百五十名（昨年は二百五十名）に対し、求職者は八～九百名（昨年は五～六百名）で就職率は二割前後である。今月下旬には求職申込は一千名にのぼる予想で就職率は一割以下に落ちるのではないかと心配されている。相談所にくる学生の多くは質札など持つており、就職しても低賃金がいやしのすらあるという現状で、現在山梨県の砂利ふるいをしている学生ですら多くの希望者の中から選ばれたほどである。国会では二十三万円を全部夏季求人開拓に使い、背水の陣をしくという。（六・六・朝日新聞）

★青少年を毒す不良出版物

六月一日から始つた警視庁の凶悪犯検挙月間で網にかかつた少年グループのうち婦女暴行わいせつ事犯が今年の特色をして目立つているが、不良出版物の刺激をうけて犯罪に落ちた事実が示され、一番影響するのはヌード写真や絵入の雑誌、新聞特価本など、街で簡単に手に入るものからだということが明らかになつた。（六・一〇・朝日新聞）

★来春大学卒業生の就職

来年三月大学、短大を卒業する者の就職試験の時期などを協議するため、六月七日各大学協会や業界の代表が文部省に集まり、大学卒業者の就職問題懇談会を開いた。従来大学卒業者の就職試験が早くなり、落付いて勉強できないので、就職試験に対する大学側の推薦時期は十月一日以後にすることをこの会議で確認し、大学側は業界に次の諸点を要望した。①国公私立を問わず受験の機会を公平にしてもらいたい、②短大採用のわくをつくつてほしい、③女子学生、夜間部学生に対する就職なしつこく考えてほしい、④私立大学院卒業者の採用条件も考えてもらいたい。（六・八・読売新聞）

★動意に燈くガラール機

ディエンビエンフーでホーチミン軍の捕虜となり、その後釈放されて空路パリに帰つたフランスの看護婦シャルテローブさんはドゴラールで空軍章、民間軍事勲章を授与された。（六・一七・読売、七・朝日、毎日）

★近江絹糸再びスト

昭和二十四年以来全繊同盟の応援のもとに対峙を続けていた近江絹糸の労資関係は最近再び悪化し、六月四日新組合結成の同時に「結婚の自由を認めよ」「会社を協制するな」等の要求を掲げて無期限ストに入つた。近江絹糸は資本金九億円、設備台数五十万錘、従業員一万五千人、彦根、長浜、大垣、中津川、水口、八日市、岸和田、津の七工場をもつ大会社であるが、自社経営の近江高等女学校で婦人少年局長の出張を求めて、一同大いに気勢をあげた。（六・一〇・朝日新聞）

婦人少年局お知らせ

○婦人少年室長事務打合わせ会が開かれました

婦人少年局では毎年六月全国の婦人少年室長を東京に招集して室長会議を開くことになつているが、今年は六月三、四の両日労働省大手町会議室で開かれた。第一日は斉藤事務次官の訓示、婦人局長の挨拶、各課長の本年度事業計画報告があり、引続いて地方の諸問題について懇談が行われた。第二日も続いて懇談後、松本労働市場調査課長の「職業分析」についての講演があつた。これは婦人労働課の調査課題の一つである「家内労働」の調査に役立つものとして、一同大いに傾聴した。

○国際婦人懇談会

現在の日本の婦人少年問題について外国の方たちにきいていただき、意見を交換する会が、六月四日午後二時から婦人少年局主催で一ツ橋如水館で開かれた。局長の挨拶、各課長の紹介のあと、ブロック別代表として北海道、関東（東北）、栃木（関東）、静岡（中部）、大阪（関西）、福岡（中国）、愛媛（四国）、福岡（九州）の各局長が各県の事情などのべ、各国の出席者との間に意見の交換が行われた。

オーストラリアの哲学博士アグロイド嬢――日本の現状をきいて、自分の国の歴史を読んでいるような気がした。私の国の婦人は婦人問題についてこんなに恵まれていない。無料の託児所が沢山あるので婦人は安心して外に出て働ける。

ヴィヴィのミス・デイトベルナ――宗教家で、日本へ売春の教化のために来ているが、ドイツでも売春婦の問題には頭を悩ましている。教会で真夜中に街に出てゆき、遊びにくるように住所をきいたカードを渡して、友だちになつて善導する。

ミセス・ラヴィアのミセス・ミリヤノヴィッチ――日本婦人の問題は私の国では大変近い過去の問題。今では男女平等で、婦人の大臣もおり、全国で二百人の婦人議員（国会、地方）がおる。子供が生れると一人につき月三千四円の保助金が国から支給される。

婦人と年少者 第一巻第六号
昭和二十四年六月一日 印刷
昭和二十四年六月十五日 発行
定価 五十円 〒四円
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
東京都新宿区一ツ木三〇五
印刷人 石井完一
東京都千代田区六番町一丁目七
発行所 婦人少年協会
電話 九ノ内(23)一八六三番
振替 東京一〇七九九番

婦人少年協会規約

（名称）

第一条　この会は婦人少年協会と称する

（事務所）

第二条　この会は事務所を東京都内におく

（目的）

第三条　この会は婦人及び年少者に特殊な労働条件の向上並びに一般婦人の地位の向上に関する知識を普及するとともに政府の行う婦人と年少者に関する業務に協力し、婦人少年問題の解決に寄与することを目的とする

（事業）

第四条　この会は前項の目的を達成するために次の事業を行う

一、婦人少年問題に関する調査研究

二、婦人少年問題に関する各種資料の作成、出版、頒布

三、その他この会の目的を達成するために必要なこと

（経費及び会計）

第五条　この会の経費は次に掲げるもので支弁する

一、会費

二、寄附金

三、事業に伴う収入

四、その他の収入

第六条　この会の会計年度は毎年四月一日から始り翌年三月三十一日に終る

（会員）

第七条　この会の会員は次の各号の二種とする

一、普通会員　この会の目的に賛成し、且つこの会の事業に協力する個人又は団体であつて毎年一、〇〇〇円を納付するもの

二、賛助会員　この会の目的に賛成し且つこの会の事業を賛助する個人又は団体であつて毎年三、〇〇〇円以上を寄附したもの

第八条　会員はこの会の発行する刊行物、資料等を無料又は実費で頒布を受け、又この会の行う事業について優先的な便宜を受けることができる

第九条　会員はこの会の業務について意見をのべることができる

（役員及び顧問）

第十条　この会に次の役員および顧問をおく

会長　一名

副会長　一名

理事　十一名以内（内一名を事務長とする）

監事　二名以内

評議員　若干名

顧問　若干名

第十一条　会長及び副会長は理事の互選により理事会で決める

会長はこの会を代表し会務を総括する

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する

第十二条　理事は会員又は学識経験者の中から会員が選挙する

選挙は書面で表決する

理事は理事会に出席し、会務の運営について協議し議決する

第十三条　監事は理事会の決議により会長が委嘱する

監事は会務を監査する

第十四条　評議員は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

評議員は理事会に出席し、意見をのべ重要事務の運営に参画する。

第十五条　顧問は理事会の推薦に基いて会長が委嘱する

顧問は会長の諮問に応ずる外、重要事務の運営に参画する。

第十六条　事務長は理事会の推薦に基いて理事の中から会長が委嘱する

事務長は日常事務を処理する

第十七条　役員の任期は二年とする

ただし重任を妨げない

補欠によつて就任した者の任期は、前任者の残任期間とする

（会議）

第十八条　この会の会議は理事会および役員会とする

理事会は会長、副会長及び理事で構成する

理事会は会長が毎年二回以上招集し、重要な会務を議決する

第十九条　役員会は第十条に規定する役員及び顧問で構成する

役員会は会長が招集し、次の事項を議決する

一、規約の変更に関すること

二、解散に関すること

三、重要財産の処分に関すること

四、その他特に重要と認められること

第二十条　理事会及び役員会の議長は会長があたる

第二十一条　理事会の定足数は構成員数の二分の一とし役員会の定足数は構成員数の三分の一とする

議事は各出席員数の過半数で決する

賛否同数のときは議長が決する

第二十二条　理事会及び役員会は会長が必要と認めた時、又はそれぞれ構成員の二分の一以上の請求がある時はこれを開かねばならない。

第二十三条　この会の設立当初の役員は設立発起人の中からこれに充てるものとする

第二十四条　この会に事務局をおく

第二十五条　事務局に関する規程および甲会員の事業協力に必要な規程は別に定める

第二十六条　この会は必要があるときは各都道府県に支部を設けることができる

第二十七条　この会は将来適当な時期に、財団法人の組織に切替えるものとする

英語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電　山手線高田馬場　駅前

東京都新宿区諏訪町243